

令和3年3月第116回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和3年 3月 4日（木）  
 ○開会年月日 令和3年 3月 4日（木）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	久保宮賢次君
新型コロナウイルス感染症対策室長	曾根岡伸也君	こども支援課長	前野良二君
会計管理者	田中哲君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林慎一郎君	農林振興課長	山中保正君
小田支所長	畑野亮一君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	上山淳一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君	商工観光班長	大竹浩一君
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	大久保裕記君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第3号）

令和3年3月4日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

- 日程第 3 議長諸般の報告  
日程第 4 招集あいさつ及び令和3年度施政方針  
日程第 5 一般質問
- 

- 本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第5
- 

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、令和3年3月第116回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長、及び各課長・班長等の19名であります。

この際、本会議に説明員として出席される新任の方を紹介いたします。大久保 裕記自治・学習課長を紹介いたします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 2月15日付の人事異動によりまして、自治・学習課長を拝命しました大久保です。よろしく申し上げます。

○議長（森永和夫君） 次に2月9日に開催されました、全国町村議会議長会第72回定期総会において、才野 俊夫議員が、全国町村議会議長会 自治功労者表彰を受けられ、表彰状を預かっておりますので、ここでご本人に伝達をいたしたいと思っております。才野議員、演壇前へお進みください。

〔才野俊夫議員、表彰状授与〕

○議長（森永和夫君） これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、大西 啓介議員。2番、関根 律之議員を指名します。

---

### 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会におきまして協議され、本日から18日までの15日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの15日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第3号のとおりであります。

す。

---

### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思っておりますからご了承ください。これをもって、「議長諸般の報告」を終わります。

---

### 日程第 4 招集あいさつ及び令和3年度施政方針

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び令和3年度施政方針」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日、ここに第116回令和3年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告2件、工事請負契約1件、条例の一部改正6件、議決を要する計画1件、補正予算8件、当初予算8件の合計26件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

それではまず、令和3年度における町長としての施政方針を述べさせていただきます。令和2年12月8日に閣議決定された国の「令和3年度予算編成の基本方針」では、新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行うとしています。また、国・地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き厳しい状況にある中で、「経済あつての財政」との考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を推進することとしています。内子町においても、人口減少に伴い、町税をはじめとする自主財源の大幅な増加は見込めない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で町民税の減収も予測されることから、これまでにない厳しい財政状況に陥り、その影響が当面の間、続くことも想定しておかなければなりません。そのような中で、令和3年度の予算編成につきましては「骨格予算」として経常経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策にかかるワクチン接種に要する経費や、自治会館や消防詰所の新築など、急がねばならない課題に対する取り組み、切れ目のない支援による子育てしやすい環境づくり、子ども達の確かな学力と自立する力を育む教育環境の充実など、必要性が非常に高い事業を中心に編成しております。内子町総合計画に掲げた重点施策「ミライ・プラン」などの重点施策については、6月の補正予算において計上することといたします。今後の施策展開に対応する弾力的な財政体質を確立するため、事業の検証・評価・見直しの徹底や、選択と集中により健全財政を最優先に考え、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、多くの町民の皆さん方と協働しながら、内子らしい町づくりに取り組んでいくための予算といたしました。その結果、令和3年度内子町一般会計当初予算（案）は、歳入歳出それぞれ、88億

500万円となり、予算規模は今年度当初予算と比較して、7,400万円(0.8%)の増額となっております。一般会計当初予算に充当いたします財源は、国庫・県支出金13億2,707万9,000円、地方債1億590万円、その他特定財源7億758万4,000円、一般財源66億6,443万7,000円でございます。なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業については当初予算には計上せず、今後の補正予算で計上していく予定でございます。さて、2月12日の臨時会におきまして、町長としての所信を述べさせていただいたところですが、改めて今年度の重点施策について述べさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、感染終息の決め手となるワクチン接種事業に全力をあげて取り組みます。内子町における住民へのワクチン接種開始時期は国からワクチンが配送される4月26日の週を予定しており、接種方法は、町内の医療機関での個別接種を基本とし、補完的に集団接種を実施します。国からのワクチン供給状況によっては、接種開始時期が遅れることも懸念されますが、円滑に接種ができるよう努めてまいります。また、地域経済を下支えするための「内子町事業継続給付金事業」についてですが、2月19日より分庁一階ロビーに受付専用窓口を開設し対応しております。その他、アフターコロナ対策として、町内商工業を支援するため、内子ステイキャンペン事業、内子座サイレント上映イベント事業、プレミアム付き応援チケット事業を継続して行います。感染防止対策といたしましては、主な公共施設にオゾン消臭機を配備して対策の強化を図ります。

次に、災害に強い安全なまちづくりについてですが、防災拠点である自治会館や消防詰所の整備を進めます。具体的には、和田自治会館、平野自治会館、平岡3部詰所の新築工事を行います。このほか、橋梁の定期点検や民間木造住宅の耐震化、老朽空き家等除去事業を継続して取り組みます。災害への備えは、今後も最優先の課題として対応していきたいと考えています。

次に、移住・定住の促進についてです。愛媛県は、4月以降で南予テレワーク移住支援拠点に、移住マネージャーを配置して、南予地域へのテレワーク移住支援を行うと発表しました。町も移住マネージャーと連携しながら、内子町へ移住を希望するテレワーカーに対し、有益な情報を提供・発信するとともに、町内のテレワーク関連施設の活用も図りながら、町外からの多様な人材や企業誘致に資する事業を展開してまいります。また、外部人材の活用では、内子町の着地型商品のコンテンツ作成やガイドの養成を目的に、4月から新たに1名の地域おこし協力隊を採用することといたしており、意欲とスキルを持った人材の移住・定住に努めます。

次に、教育分野についてです。令和2年度において、各小・中学校に1人1台の端末と高速大容量の無線通信ネットワーク環境を整備いたしました。これらの端末を活用して個々の学習ニーズや児童生徒の発達段階に即した、最適な学びを提供することを目指します。今後、高度情報化社会を担う子どもたちは、PCやタブレット端末を特別なものとしてではなく、一つのツールとして使いこなすことが求められます。これまで、学校情報化を計画的に進めてきており、プログラミング教育ソフトやドリル教材ソフト、情報モラル教育ソフトなどを導入し、情報教育の基盤整備を行ってきました。更に、令和3年度からはICT支援員を任用し、GIGAスクール端末の活用と校務負担軽減を図り、最適化された教育の提供に努めてまいります。また、小田地区、五十崎地区に続いて大瀬地区でもコミュニティスクールに取り組みます。残る内子、立川、石畳地区については、令和4年度の予定で、地域・学校・家庭が一体となった学校運営に取り組みま

す。

次に、文化、芸術の振興についてですが、文化庁の補助を受けながら、耐震化を含む内子座の保存修理の調査工事を継続して実施します。今年度は、これまでの調査結果を基に、内子座保存活用計画を策定する予定です。また、令和元年度に国の認定を受けました内子町歴史的風致維持向上計画につきましても、森家など歴史的建造物の活用を図るための検討を進めてまいります。そのほか、内子町文化創造事業として、茂山狂言内子座公演や東西狂言 in としま公演を計画しております。滞在型のレジデンスでは四国学院大学の演劇公演や和楽器による創作コンサートを実施します。

次に、内子町まちづくり応援大使についてご報告いたします。内子町まちづくり応援大使は、平成26年度に様々な分野で活躍している方を通して、内子町の魅力を発信し観光振興を図るために設けた制度でございます。女優の竹下景子さん、写真家の関口照生さんご夫妻に、これまで2期6年間、委嘱をさせていただきました。この間、内子座創建100周年記念式典にご夫婦で出席いただいたほか、竹下景子さんには、内子座文楽公演20周年の記念イベントや朗読会に出演していただいたり、町産品を記念品に使用していただいたり、テレビ等で内子町の紹介をしていただくなど、内子町の発信にご尽力いただきました。また、関口照生さんには、「内子フォトコンテスト」の特別審査員になっていただき、その選考と講評を通して、内子町の情報発信に寄与していただきました。今回、2期目の任期終了に伴い、更新を打診いたしましたところ、快諾していただきましたので、新たに3年間の委嘱を行いました。今後も内子町に関わっていただき、その発信力を活かし、町の発展に寄与していただくことを期待しております。なお、関口照生さんには、Instagramを活用した「うちこト」フォトコンテストの特別審査員をお願いしております。今月28日に開催予定のフォトコンテスト表彰式へ出席いただく予定です。以上、令和3年度の施政方針について述べさせていただきました。これらは、来年度計画している事業の一端でございますが、いずれも予算を伴うものでございます。議員各位のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、県市町広報コンクール「広報うちこ」9年連続特選についてご報告いたします。先月実施されました愛媛県広報コンクール広報紙部門、町部におきまして、今年も令和2年12月号が特選に選ばれました。これは、9年連続となる快挙です。さらに、組み写真の部においても、令和2年9月号掲載写真が特選に選ばれ、W受賞となりました。これは広報を担当する職員の努力と広報モニターの皆様のご助言によるものと考えております。これらの作品は県を通じて全国広報コンクールへ推薦されますので評価を期待したいと思います。また、昨年、内子町で開催を予定しておりました全国広報広聴研究大会は、残念ながらコロナ禍の影響で中止しましたが、公益財団法人日本広報協会のご配慮により、全国広報広聴研究大会を令和4年度に内子町で開催することが決定しております。

以上、ご報告申し上げましたが、私が公約に掲げました新型コロナウイルス感染症対策と人口減少対策をしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び令和3年度施政方針」を終わります。

## 日程第5 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答とするか、最初から一問一答の選択制といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、4名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 今回の一般質問にあたりまして顔が見えるシールドを買ってきました。声の方は通っているのでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは小野植新町長になられまして、一番目の一般質問ということで一生懸命頑張っており取り組ましますので、前向きな答弁をしていただきますよう、よろしくお願い致します。それでは、まずコロナウイルスワクチンの接種の流れについて質問をするわけでございますが、只今の小野植町長の施政方針にありましたように、4月26日から開始をするとの予定でございました。私、長期的に病院に入院しておりまして時間があつた関係で一般質問の通告を早めに2月の15日にしたわけなんですけど、その後の全員協議会が18日に開かれてこのコロナウイルスワクチンの接種についても説明があつたということなんですけど、もう通告をしておりましたので町民の皆様にもまたお知らせするといった意味で質問をさせていただきます。それでは、質問に入ります。

2月26日付の厚生労働省の発表による新型コロナワクチン接種については、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定であり、最初は、医療従事者等への接種が順次行われ、その後、高齢者、基礎疾患を有する方等の順に接種を進めていく見込みとなっております。また、高齢者への接種は、一部の市町村では4月12日に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきますと厚生労働省のホームページで公開されています。内子町でもいろんな流れが今後変わってくると思うんですが、地方自治体でも決めきれない対応の状態ではないかと思いますが、内子町での新型コロナワクチン接種の現時点での準備態勢等とか進捗状況、今後の優先順位、接種の場所、接種日、予約等の計画はどのような流れになっているのかをまず、最初に質問します。

○議長（森永和夫君） 只今の下野安彦議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡新型コロナウイルス感染症対策室長。

〔曾根岡伸也新型コロナウイルス感染症対策室長登壇〕

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） それでは新型コロナワクチン接種の流れについてご説明申し上げます。このワクチン接種体制につきましては、当初、保健セ

センターの予防接種係が担当して進めておったところでございますが、2月8日に設置されました新型コロナウイルス感染症対策室がこの新型コロナウイルス予防接種の体制整備に関する業務を引き継ぎました。現在、町内における接種体制の確保や、予防接種の接種券などの発送準備を現在進めているところです。予防接種は原則、町内の医療機関で受けていただくということにしております。町外の医療機関に入院の方、高齢者福祉施設に入所中の方、基礎疾患を有する方で通院中の町外の医療機関で接種を受けたいと言われる場合には、医療機関が確認することによって、住民票所在地以外で接種を受けることも可能となっております。また、やむを得ない事情で住民票所在地外に長期滞在している方、こういった方につきましても所定の手続きを行うことで、住民票所在地以外で接種することも可能になる予定でございます。ワクチンの接種順位につきましては、まず初めにご存知のとおり医療従事者向け接種が始まります。もう始まります。次に住民向けの接種と致しましては、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、64歳以下の方への接種という順番で順次進めて参ることにしてしております。内子町での住民向け接種の体制や接種場所でございますが、町内の病院、そして診療所などの医療機関で個別の接種を基本とし、準備を進めております。集団接種につきましては、64歳以下の方の接種開始に合わせて高齢者の方の接種の状況などを参考に、補完的に実施することを検討しております。予約から接種までの流れでございますが、まず町から接種順ごとに個人あてに接種券や予診票、接種可能な医療機関などの一覧を郵送でお送りいたします。接種券が届きましたら、町が設置を致しますコールセンターに電話で予約をいただきます。そして、指定の日時に接種券などの必要な書類をご持参の上、医療機関で接種をいただくという流れで接種をしていただきます。内子町では当初、4月上旬から接種を開始できるよう、準備を進めてきておりました、3月の下旬には65歳以上の高齢者の方へ郵便により接種券をお届けする予定でございました。接種のスケジュールでございますけれども国から高齢者向けのワクチンの配布が当初の予定からずれ込み、4月下旬となりました。また配布する数量につきましても限定的であること、本格的な接種開始は5月以降となる見込みであることから、5月以降のワクチンの配布数量の目途がある程度明らかになった段階で改めて高齢者向けの接種スケジュールを決定して参りたいというふうに考えております。ですので、高齢者以外の接種スケジュールにつきましては、現在のところは未定でございます。今後、接種のスケジュールが確定した段階でできる限り速やかに接種対象の皆さんへお伝えをし、接種が開始できるよう、準備を進めて参りたいと考えております。なお、町民の皆さんには3月号の広報うちこでワクチン接種事業の概要や接種までの流れについてはお知らせしたところでございます。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 64歳以下の方はまだ今後の高齢者の方々への対応次第ということでもまだ未定だということだったんですけども、まず私も一番にちょっと心配したのは高齢者の方ですよ。一番最初に受けていただくのに。高齢者で、家庭で家族がおられたら、息子さんや娘さんとかお嫁さんとかが、おじいちゃん、おばあちゃんこういうワクチンを受けなければならないから受けとった方がいいよというテレビとかの推奨もあるし、その方が万が一の時にいいよという形

で説得ができると思うんですけども、割とひとり暮らしでおられる。これは失礼な言い方かもしれませんが、少しく認知も入りかけておられる方もおられると思うんですけども、そういった方へ広報が配られても、理解が十分されてない。逆に言えばそんな、無料であっても、痛いワクチンなんか打つ必要ないと言われる方もおられるかもしれんですけども、そういった行政としてそういう説明とか、例えば、ご案内をしたけど返事が来ない。受ける意思がないかの確認が出来ない。そういった場合に行政として個別的に訪問をされて、どういう状況か。なぜそういう対応されないかを把握するための対応はどのように考えておられますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡新型コロナウイルス感染症対策室長。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） 全ての高齢者の方にしっかりお届けをするために今のところ考えておりますのは、まずは、郵便でのお届け、その他に、介護保険をご利用の方でありましたら、ケアマネジャーさんを通じてご確認をいただくというようなことも検討しております。ケアマネジャーさん方の連絡会などもありますので、近々のうちにそちらのほうにはお願いをしたいというふうに考えております。また民生委員さんや、見守り推進員さんあたりにも、この件については周知ができるようにご連絡を差し上げ、お願いをしたいというふうに考えております。お1人、お1人への確認につきましては、現在のところ、その辺りまでは検討まだ始まってない状態でございます。ご理解いただいたらと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） ケアマネジャーの方がおられたら、十二分なお話が出来て、そちらの方で話ができると思うんですけども、そういった介護保険の対応されてない方、要するに先ほどから言いますように、独居で一人ですずっとおられて、健康であると思われている方、そういった方たちが何でそんなもの、俺は元気なんだと、ワクチンなんか受ける必要ないとかいうふうに思われている方もおられると思うんですけども、こういった方もそれは自主的な本人の考えになる。若い人もですけどね。もう拒否する方はこれ拒否するスタンスしかないと思うんですけど。国の方から、やはり万が一のことを考えたり将来のウイルスの感染のことを考えると、接種をしていた方がいいですよという、国からの指導的なことは来とるものではないでしょうか。それとももう、これはあくまでも本人の考えだから、尊重に任すしかありませんだけのことなのではないでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡新型コロナウイルス感染症対策室長。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） 国からは、この接種につきましては、接種は努力義務ということになっておりまして、接種するかどうかについてはご本人のお考えでということになっております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） まだ接種これからのことでありまして、対策室もできてから、何せ初

めてのことなのでいろんな問題が起きてくると思いますけども、やはり、ある程度の年齢64歳の方で自分の判断でどうしても受けないというのはもうこれ仕方ないことだと思うんですけども、先ほど言いましたように高齢の方で判断がちょっと、難しい時のことも考えていただいて、ケアマネジャーの方が接することも出来ないような方に対しては、もう一度どのようにするかという個別な訪問も必要かなと思われまますので、検討していただいたらと思いますので、その点よろしくをお願いします。

それでは、続きましての質問に入りたいと思います。高校生までの医療費の無料化について質問します。小野植町長の選挙公約のひとつに、高校生までの医療費の無料化を挙げられておられます。昨年12月の定例議会は、小野植町長は副町長を辞任されて議会には出ておられませんでしたが、私の一般質問「ガン治療に関する各種補助制度と心のケア対応について」のなかで町民の声を紹介させていただきました。「子どもが血液のガンです。辛い抗がん剤治療に頑張り抜いてくれています。現在も治療中です。中学生までの医療費無償化助成制度助かっています。今後成長していくなかで高校生までの医療費無償化についてもご検討をお願いします。」といった、お子さんが辛いがん治療に取り組まれておられるお母さんからのメッセージを紹介し、医療費の無償化を高校生まで延長するべきであると述べさせていただきました。私たちが怪我や病気になると自己負担額は原則普通なら3割という保険制度で高額医療費の補助もありますが、病気の内容によっては、高額な医療費が掛かります。毎月、高額医療費制度で補助されていても抗がん剤の治療などは高額であります。また検査費等も高額であります。また入院があれば保険適用にならない費用も多くありまして、月10万円という多額の出費が必要となります。医療費に10万円近く必要となれば当然、普通の給与の中では生活にもものすごく影響するのは当然であります。将来を担ってくれる子どもたち、国や町や地域の宝である大切な子どもたちの命を守るためにも子育てがしやすいといわれるような内子町でなければならないと思います。どうか高校生までの医療費の無料化を実現してほしいものであります。小野植町長の公約の中で、この高校生までの医療費無料化についての心強い決意を受け取れたのですが、いつまでに実施される予定であるのか今後のスケジュールと財源はどれくらい見込まれているか質問致します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今、ご質問のありました高校生の医療費無料化についてでございますけれども、今年の10月から実施できるように、制度設計を急ぎ検討したいと考えています。なお、財源についてでございますけれども、昨年12月の議会の一般質問でも答弁をさせていただきましたけれども、高校生までの医療費を無償化した場合の予算規模は、年間で約500万円から800万円。またシステム改修等の事務的経費でございますが、約300万円程度を見込んでおるところでございます。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） もうこれ10月から実施するという、町長からの心強い答弁でしたの

で、特に、あれこれ言うことはございません。この計画に基づいて、ぜひとも取り組んでいただきたらと思います。関連的な質問になりますけども、こういった子どもさんのですね、お子様をお持ちの児童生徒さんの病気、高額な医療費が要るとか要らないとかいうの体制は、例えば福祉課の方での国保とかの場合だったら、福祉課の方である程度、高額医療の分で12月も質問しましたように、ある程度の把握はできると思うんですけども、学校教育の場の方との関連で、こういったこういう、高額なお金が家庭的に必要なことがあるということ把握出来ているものかというのは、その形は出来てないものなのではないでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問ですけれども、まず、児童生徒が医療費、高額な医療費等々につきましてはもう、担当課、福祉であるとか、そういったところで把握をしていただいているんだろうと思っております。ただ、高額というわけではございませんけれども、学校の管理下の中で例えば、けがをしたとか、そういった場合には、スポーツ保険とそういうものに加入をしていただいで対応しているというところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） やはり、学校教育の中でおいても、家庭的にそういう高額な医療がいたり、子どもさんが重度の病気を持っておられるということは、長期的にやはり学校を休んだりするという場合もあると思いますので、それらの把握というのやはり学校側、学校長、また担任を通して、教育委員会としてもある程度把握をされるべきであると思っておりますし、また、先ほど言いました担当の保健福祉課との連絡体制が整っていれば、これだけの高額な医療がいつてるから、家庭的な財源も大変なんではないかという、情報の共有も大事ではないかと思うんですけども、そういった連絡体制は特にされてないということなんでしょうか

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今の子どもさんが、例えば長期に入院した。そういう場合には当然こちらの方も把握をしております。そういった状況で、こういった理由であるとかそういったところで入院をしたのか、そういったところも関係各課と調整をしながら、保護者等々また学校とも連絡をとりながら、丁寧な対応をとっておるところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 内子ではそういった形をとって行政がやはりいろんな形で携わっていただいたと思います。ここ数日、テレビ、新聞等でも虐待のマインドコントロールではないですけど、他人が人の財産までコントロールして、市の行政の職員が行ってもなかなか対応出来なくて、尊い命がなくなったということが出ておりますけども、もう少し一歩踏み込んで、声をかけ合っていてくれれば、お子様の命も助かったのではないかというふうに思いますので、何らかの

やはり情報の共有をしていただいて、取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、課長級の女性管理職登用についての質問に入りたいと思います。日本では男女雇用機会均等法以降、女性があらゆる分野で活躍される時代になりました。一般企業では当然ですが、国会議員等の政治家も増えてきました。警察官や弁護士、起業家など多くの女性が活躍する時代になってきました。個人で活躍する方は増えてきていますが、女性の管理職となると、どこの職場を見てもいまだに女性の割合は低い状況にあると感じるのは私だけではないと思います。今まで男性社会が築き上げていった、良い大学から有名企業に入り、出世昇給することが幸せにつながるかとされた社会では、出世競争に加わらない人間は、生涯、役職も収入も上がらないといったのが現実でした。男性中心の社会では、女のくせにといった偏見や、長時間労働の制約などにより、男性型の社会構築構造であったのですが、その構造を見直し、女性でも働きやすい環境や制度をつくっていく必要があると言われていています。現在70歳くらいになる私の叔母なんですけど、愛媛県の課長職に付いていましたが、10年前に60で退職しました。今回の一般質問にあたり、女性管理職登用のことについて尋ねると、「10年前の私たちの時代よりも今の方が後退しているように思える。なかなか女性が活躍する社会には難しいみたいですね。男性の方が上司の思惑に沿いやすいのかも。組織の統合で、ポストの減少も一因かもしれないけど、今は優秀な後輩も係長からなかなか上がらない様に感じます。」といった女性の管理職についての話でありました。働き方改革が推進される中、「女性活躍推進法」が改正され、女性活躍へのさらなる対応が求められる中、その中核ともいえる施策が「女性管理職の育成と登用」であります。そこで質問をします。内子町の役場職員の管理職登用は、前稲本町長時代に1名だけが2年くらいの記憶しかないのですが、課長級の女性管理職を増やす時代と私は考えますが、小野植町長の考えはどうか質問を致します。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 現在の内子町役場における管理職員は、内子町職員の給与に関する条例の第3条第3項、関係別表第2というものがございまして、こちらには、級別の職務分類表を定めております。その級別職務分類表に規定する級ですが、まず職務の級が6級これが課長等です。それから5級が主幹等、4級が課長補佐等となっており、このうち、当町では6級と5級である課長等及び主幹等が、課長級の職員ということで、認識をしております。以下、6級を課長、5級を主幹、4級を課長補佐と言わせていただきますので、よろしく申し上げます。下野議員の言われるとおり、平成23年度から25年度にかけて3年間、女性職員の課長としての登用が1名ございました。以後、女性課長の登用はございません。令和2年4月1日現在、内子町の行政職給料表1の適用を受ける職員で、課長補佐以上の管理職の数、こちら男女合わせて57名でございます。課長補佐級以上の職員、57名。そのうち女性職員が11名、率にして19.3%でございます。これは、昨年度と比べますと、1名増加、2.06%の増加でございます。また、今年度、主幹と課長を合わせました、いわゆる課長級の職員の数、こちらは30名でございます。そのうち女性職員は3名。率にしますと10%ということになります。これを昨年度と比べますと、2名増加しておりまして、6.4%の増加ということでございます。昨年度と比較して女性

管理職の割合は増加をしておりますけれども、男性職員と比較すれば依然として低い状況でございます。女性管理職の割合が、男性に比べて低い要因、こちらについては、50歳代、いわゆる管理職の職員になるであろう年齢ですね、50歳代の、女性職員の割合が少ないということがございます。今年度、50歳以上の職員、全ての職種において、男性職員が54名であるの対しまして、女性職員は19名でございます。これは、男性74%、女性26%の比率になっております。50歳代の特に56から60歳代までの職員につきましては、男性職員の29名に対して、女性職員は7名ですね、こちら19.4%に相当する、比率でございます。また、女性職員の7名のうち、一般職は3名でございます。こういったような事情もございまして、女性の課長級の職員が極めて少ないという状況でございます。今後につきまして、職員の昇任等につきましては、女性の登用を念頭に置きつつも、今まで同様に公平公正な視点に立ち、適正な能力の評価に基づいて、昇任、登用を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 今、山岡副町長からの答弁だったんですけども、今の答弁で、だいたい要因は分かるというか、女性の職員がそもそも少ない。そこがやはりこれどういったらいいですかね、問題というかそこにもうはっきりとした要因がありますから、絶対数が女性少ないのですから、そこで、そこの中から、管理職の女性をといっても、基本的に、年功序列的な採用を管理職としてされる場合は、どうしても女性は少なくなってしまう。20代、30代の女性をいきなり、管理職に持っていくわけにもなかなかいかないと思いますので、実力があればそれはできるわけなんですけども、基本的にはやはり経験を積んで、それだけの実力がなければ、女性の登用は少なくなってくるわけでございます。プライベートなことかもしれませんが、例えば小野植町長や山岡副町長を例えば総務課でいったら黒澤総務課長、それぞれ年代も、何年かごと違いますし、3名の皆さんは旧の内子町であり、また旧の小田町であり、旧の五十崎町でありまして、旧役場の試験を採用試験を受けられて、今現在の課長になられたり、副町長なり、町長になられてると思うんですけども、その皆さんが当時、旧役場のときに採用を受けた時代は、男女どのくらいの方が試験を受けられて、どのくらいの男女差で、どのくらいの男女が採用されてるかというのは、もし覚えておられるようだったらお聞きしたいんですけども、どんなでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） ただいまのご質問につきましては残念ながら、正確な数字を押さえているわけではございません。ただ、現状を申しますとですね、一般行政職の給料表の適用を受けている職員で見ますと、先ほど申しました大体男性8割、女性2割ぐらいの、50歳代の職員はそうですが、現在はですね、少し、女性の職員の割合上がっておりまして、職員、行政職給料表1の適用を受ける職員218名おりますけども、そのうち女性73名で33%の割合でございます。年によっては最近の傾向を見ますと、一般行政職であっても、女性職員の採用の割合が多い年もございました。そういう関係もございまして、だんだん徐々に女性の職員の割合が増えてるっていうのは、これは事実でございます。ただ、世界的に見ますと、ジェンダーギャップをなくして

いこうという動き、これは残念ながらちょっと日本ではまだ、先進国に比べるとですね、遅れをとっているという状況が統計的にも見て取れます。世界で100位以上というような状況でもございますので、そういったところをですね、あらゆる分野で解決していかないと、日本の発展もあり得ないだろうというふうには考えています。内子町におきましても当然同様でございますので、女性の活躍する場というのはですね、これからもあらゆる面で考えていく必要があるだろうというふうには考えています。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 現実的な数で今後は多い時、女性が割と増えてきているという説明ではございましたけども、例えば私も若い頃には当時の採用の中には不適切かもしれませんが当時は、保育園や幼稚園の先生を募集する時は、保育士さんではなくて保母さんを募集してますというような感じだった気がするんですけど、当然保母さんだから、女性を採用するというのが当たり前でして、それ以外の場合がほしい男性の、今言われましたように一般職、事務職は、男性が多く採用されていたような気がするんですけども。ですから、どうしてもその現時点が男性の管理職が増えてくるのは、もう必然的なことだと思うんですけども、これは、当時のことだから言うことない、今でもそうだと思うんですけども、採用自体の試験でそのように、男性が多く偏ったり、女性も増える時もあるかもしれませんが、偶然そのような男性が増えた採用試験だったと、成績だったと捉えとくしかないかもしれませんが、それでよろしいのでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 職員採用におきましては男性女性関係なく、それは優秀な人材から採用しているという状況でございます。保母さんというなことも出ましたが、現在、男性の保育士も、数名いらっしゃいますので、それにつきましても、男性女性、関係なく、優秀な人材を採用させていただいているという状況でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 今の時代は当然そうでありまして、もう男女関係ないので、職業でどうのこうのことはございませんので、私も分かっているんですけども。もう1点ですね、今言いましたように採用試験は、1回目への学科試験、それに合格したら2回目は面接試験だと思うんですけども、1回目の学科試験。要は、男性女性関係なく、成績で採用されていると思うんですけども、これでいくと、学力がすばらしかったら、それで例えば今年、内子町が一般事務職を募集します5名ですって言ったら、上からっていくと5名だけ男性が優秀なかったら5名だけ、女性が優秀なかったら女性が5名だけという、その感覚で、もう当然、今言われた、副町長言われた、もうそれしかないと思うんですけどそれでよろしいのでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） そのとおりでございますが、第一次、第二次試験では、ある程度余裕を持った、人選をして二次に臨むということになっています。5名採用なら、10名ほど第一次、当然、ある程度の学力以上の成績を収めているということが条件でございますけれども、ある程度一次では、少し採用予定よりか、多めの人数をまずは、採用させていただいて、二次で見極めていくというような形です。この順番につきましては、先ほど言いましたように、男性女性関係なく、成績順によって、任用しているということでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 今回の質問はですね、私自身もちょっと、わからなくなってきたというか、この一般質問を考えている中で。この法的な問題の中で、男女の数を女性が活躍するように女性の管理職を増やしましょうという形に活躍する社会をしましょうということなんですけど、採用の中によっては、男女の数を合わせるために先ほど言いました優秀な上から取っていくのではなく、女性をある程度半分男性を半分といくと、成績ではなく女性を5人の優秀な人、男性の優秀な人の5名として、10名採用するとしたら、そのようになってくるわけですね。そうすると、男性と女性の競争倍率も変わってくるわけなんですよね。分かるでしょうか。そういう現象も起きてきてそうすると逆に、男女均等雇用法でいくと、今言われました山岡副町長言われましたように、男性だけに偏ったり、女性だけ偏っても仕方がない、優秀な人からとっていくということなんですけども、逆に男女の差をなくすために女性の雇用を多くしようとしたら、仕分けてやらないと、なかなか女性の数を増やすことは出来ないと思うんですけども、こういった考え方は、考えられたことありますでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 男女分けてそういう採用計画を立てたことは当然ございませんし、一度も取り組んだこともございません。その年によって、応募していただく職員を成績で、成績主義で採用しているというようなそういう状況です。採用された職員につきましては、この後の処遇につきましては、ある程度の経験年数とか、それから成績主義に従って、優秀な人材を勤務評価の制度に当てはめて登用をしているというような状況でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） なかなかこういう時代ですので男女平等に、管理職も同じようにしていかなければならないと私思いますが、そういった試験の問題等も難しい所も私は問題も出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、また、十二分に検討していただけたらと思います。

最後になりますけど、議員になりまして4年の任期がもう終わろうとしますけども、町議会議員選挙の投票時間の短縮についてを前も山岡副町長が総務課長で、選挙管理委員会の局長としての答弁をされて、なかなかOKの返事がもらえなかった質問ですけども、再度します。

2018年6月議会においても、「選挙と投票日の時間短縮について」と題して一般質問をしております。2018年11月18日の愛媛県知事選挙が一番近い選挙だったと記憶的には思うのですが、他の自治体に合わす必要があったかもしれませんが、一部の地域を除いて投票時間は変更されず、相変わらず午前7時から午後8時までの投票時間となりました。町議会選挙の投票日は4月18日ということで、春とは言え、まだ朝晩は寒い時季でございます。朝早くから晩遅くまで座って、午後5時以降はたまにしか投票に来ない有権者を待って、晩の8時まで過ごされる職員の皆様や投票立会人の皆様が風邪をひかれないかとお身体を心配するものであります。今回は内子町独自の選挙ですから、他の自治体に気を遣う必要も無いので、投票時間をできれば午後6時までとして、開票を7時からにすると次の日の勤務も皆さんの体も少しでも楽になるのではと、私の優しさなのですが、選挙管理委員会の考えはどうかお尋ねします。どうしても8時までの投票時間にされる理由と、また、近年行われた選挙での午後5時以降、6時以降、7時台の各投票数と全体の投票された最終投票数に対する投票率は何パーセントであったかをお尋ねします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 選挙管理委員会書記長の立場で、町議会議員選挙の投票時間の短縮についてのご質問にお答えをさせていただきます。投票所につきましては、公職選挙法によりまして、「午前7時に開き、午後8時に閉じる」とされております。選挙管理委員会の判断により「投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる」となっております。ただし、その変更は「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合」または「選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合」に限り認められるものでございます。そのような中、近年の選挙におきましては、投票率が低下している状況において、少しでも多くの方に投票して頂き、より民意の反映された選挙を執行することが重要になって参ります。下野議員のご質問の投票の終了時刻を午後6時までにはどうかというご意見でございますけれども、前回の内子町議会議員選挙におきましては、午後6時以降の投票者が432名、2.96%の投票がございました。先に申し上げましたとおり、午後6時以降の投票数の多少に関わらず、午後8時までの投票者があるということは、より民意を反映した選挙を行うことができたということにつながっているものと考えております。また今回の内子町議会議員選挙に限り投票所を閉じる時刻を繰り上げるということや、期日前投票の終了時刻との差異が生じるということとは、有権者にとりまして、投票時刻についての誤解、あるいは混乱を招く恐れもございます。スタッフの体を心配していただくのは非常にありがたいことなんですけど、このような状況を踏まえ、選挙管理委員会においては、当日の投票時間について協議の結果、投票所を閉じる時刻については、今まで同様とすると決定したところでございます。なお、直近の選挙につきましては、令和元年7月21日執行の参議院議員選挙ということになりますけれども、午後5時台、午後6時台、午後7時台での集計は行っておりません。定時報告による集計につきましては、午後6時から7時30分まで1時間30分の投票者が297人で、率は2.08%、午後7時30分から8時までの投票者は30分で29人、0.2%で、午後6時以降8時までの投票者合計は326

名、率は2.29%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） この一般質問の通告をした後に、全協のところで、次回の町議会議員選挙についてということで、黒澤選挙管理委員会書記長からの説明が全協であったようです。その中で投票日というのは、4月18日としか書いてなくて、そのあとの時間が書いてなかったので、これはこの議会で下野議員の質問に答えて、午後6時までにはしますという答弁だろうと私は期待していましたが、全く動かなかった。ちょっと残念です。だいぶ残念です。で、5時、6時、7時、確かに前回の議員の選挙では297名、2.08%の方が投票されていたから、その人らの投票の数を減してしまうんじゃないかと言われてましたし、参議院選においては、7時半から8時、全部で326名2.29%の方が投票されていると言われたんですけども、これは前も言いましたけど投票意識のある人は、もう今回は午後6時になりましたということを周知徹底したら、選挙行かんといけんという気持ちの人はそれまでに行かれますし、期日前投票というのがすばらしいものが出来て、それにも投票できるものですから、意識のある人は必ず行くし、もういいかと思って行かない人は行かない。私はそう思うんですけど、もう一回、選挙委員会で決めたことだから覆ることはないと思うんですけども、気持ちだけ聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 下野議員さんおっしゃるとおりですね、6時までと仮にした場合、6時までに選挙を済ませられる方もおられると思いますけれども、逆にですねそれによって投票諦める方もいらっしゃるかもしれません。それはやってみないわからないことでありますので、たればの話になりますけれども、そういったことも考えております。また今回はですね、コロナ禍の中において行う内子町にとっては初めての選挙になります。そういったこともございまして、町ではですねなるべく、密を避けた投票していただきたいということで、ホームページの中においてですね、各投票区の各時間単位ごとの人数をお示しさせていただいて、できるだけ、空いている時間にですね、ご投票くださいという呼びかけも行っていきたいというふうに考えておりますので、その辺ところも含みおきいただきましてご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） すばらしい選挙管理委員会書記長で時間を分散して投票する、これはコロナ禍のためだとか、そう言われたら一概に言えないわけですけども、皆さんも寒いのに、本当ご苦労さまでございますと言いたいんですけども、よその全国を見ますと、県をあげて、早くやっている自治体もあります。そういうことも十二分に承知されての答弁だと私は思いますが、もっと柔軟な考え方も今後考えていただいたらと思ひまして、来年、4月以降からは、また考え方が変わって来てもらうような、選挙管理委員会での検討をよろしくお願ひ致しまして、今回の

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午前11時20分より再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、久保美博議員の発言を許します。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番（久保美博君） 4番、久保美博です。先に、1月の内子町長選において、無投票で初当選されました、小野植町長、誠におめでとうございます。心からお喜び申し上げます。内子町民、1万6,000余りを乗せた内子丸は大海原へと出航しております。的確な航海進路を決めていただき、内子丸のしっかりとした舵取りをお願い致します。出馬表明の会見において、人口減少がとまらず、対策をしなければ、町が消滅するという危機感を持っている。いろいろな角度から知恵を出し、挑戦していきたいと決意表明を述べられております。人口減少対策において、特効薬はないと思います。地道に対策を立て取り組む必要があると思います。それでは、通告書に従い、4項目について一問一答方式で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず、少子化対策においてであります。少子化は全国的な課題ではありますが、自治体によっては、出生率に大きな差があると思っております。出生率低下の主な要因は、晩婚化の進行等による未婚率の上昇であり、その背後には、仕事と子育ての両立の負担増大や子育ての負担増大があると思っております。まず1点目として、我が町の合計特殊出生率について、町長はどのように認識されておるか、伺います。よろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） 只今の久保美博議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問にお答えを致します。内子町の合計特殊出生率は厚生労働省の統計で、平成25年から29年分析で1.46人となっております。県平均の1.53人より下回っております。決して高いとは考えておりません。今般の少子化の原因は、議員さんご指摘のとおり、晩婚化の進行や未婚率の上昇、その背景にある、仕事と子育ての両立できる環境の遅れや子育ての負担増大、さらには、結婚・出産に対する価値観の変化、経済的不安定の増大があると指摘されています。このような状況をふまえ、2月議会の所信でも述べさせていただきましたように、本年度からスタートしております第2期総合計画・後期計画に掲げる「稼ぐ力をつける」ということと、「住み続けられるまちづくり」に、しっかりと取り組むことで、人口減少、少子高齢化対策は必ず改善に向かっていくものと信じております。以上でございます。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 久保美博議員。

[久保美博議員登壇]

○4番(久保美博君) 今の取組等については期待をして出生率が上がるように期待をするものであります。

次に、2点目です。出生率の高い市町村にはそれぞれの理由があると思います。産業基盤の大きい都市、ベッドタウンとして人口が増えているところは出生率の高いところもあると思いますが、そのような地理的条件にない我が町としては、どのような少子化対策をお考えか、お伺いをいたします。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(森永和夫君) 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長(小野植正久君) 只今のご質問にお答えします。少子化の主な原因としては、未婚化、晩婚化の影響が大きいと言われております。この背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てや教育にかかる費用負担の重さなど様々な要因があると推測されます。そのため、実効性のある少子化対策を進めるためには、結婚、妊娠、出産、子育てしやすい環境の整備に取り組むことが重要であると考えます。内子町では、これまでも、うち婚活支援事業の創設、特定不妊治療費の助成、おむつ購入の助成、保育サービスの充実、幼保連携型の認定こども園の新設、放課後子ども教室の実施、中学生までの医療費無料化など様々な取り組みを実施してまいりました。今後の対策といたしましては、私が公約に掲げております高校生までの医療費無料化に取り組み、子育て世帯の経済的負担の軽減を行います。また、出会いの場をサポートする愛結びコーナーを年3回実施しておりますが、実施回数を増やすとともに、企業訪問による情報提供、啓発活動に取り組みます。さらに、次年度から愛媛県が結婚・新生活支援事業活用促進協議会を立ち上げますので、内子町も同協議会に参画をし、結婚・新生活支援事業の導入検討や各市町の結婚支援の取組について、情報収集や意見交換を行い、少子化対策を推進する予定です。この他、子育て世代の移住促進や既存事業の拡充を検討してまいります。以上でございます。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 久保美博議員。

[久保美博議員登壇]

○4番(久保美博君) 今の国も少子化対策の一環として、先ほど小野植町長言われました、結婚・新生活支援事業、これに取り組むということですので、これは、次年度から上限額が60万に上がるんだと思うんですがこれ、当然、町の持ち出しも出てくると思うんですが、あれたしか3月だったと思うんですがこれは当然、町長言われましたように、1日も早く、取り組んでいただき、少子化対策に手を打ってほしいと思います。

それでは、次の3点目でございます。少子化対策にある程度効果を上げている自治体について、研究して分析し、よいところは取り入れていく姿勢が必要だと思っておりますが、今後、どのように取り組むお考えか、お伺いをしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問にお答えします。先ほどの答弁にもありましたが、愛媛県は、結婚支援を行っている自治体の事例紹介や、各市町で実施している結婚支援や少子化対策などの情報交換を行う協議会の設置を検討しております。こういった協議会に加入し、少子化対策に有効な施策の情報を得たり、久保議員がおっしゃられた少子化対策に効果をあげている自治体の情報の研究、分析を平行して行い、より効果のある少子化対策を検討してまいりたいと考えております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番（久保美博君） 先ほど同僚議員からもありましたように、高校生までの医療費無料化ということで、10月ごろから進めていくという取組でございます。ぜひ、1日も早い取組が必要だと思っております。やはり、子育て大変苦勞しておられる世帯が多いということでまた少子化対策の特効薬というのは本当はないかもしれません。地道に進めていくしかないかと思えます。ひとつ力強く進めていただいて取り組んでいただきたいと思えます。やはり子どもがですね、内子で生まれてよかったよと。お母さん産んでくれてありがとうという、言ってくれるような町、また、よそからですね、家を借りてでも、内子に住みたいと思われるようなまちづくりに、やはり力いっぱい取り組んで、いってほしいと思えます。そういったことで、子育ての少子化、支援対策について終わります。

それでは次の2項目の新型コロナウイルス感染症、支援策についてでございます。これは前の定例会でも一般質問いたしました。あえて、再度質問をいたします。コロナ禍の中で経済的な負担を抱える子育て家庭を応援するため、国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児に対し、町独自で交付金を考えたかどうかと質問をいたしました。回答は、国の対策事業として対応しているので、町としては考えていないということでありました。このことは、質問でも述べましたように、人口減少対策、少子化対策にもつながると思えます。子は宝です。子どものいない町は寂しいです。活性化につながる、言ったらもう特別定額給付金の対象とならなかった新生児に、町独自のこれは仮称の名前ですが、新生児特別給付金といったものを支給する考えはないか、再度、お伺いをいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問にお答えいたします。国の特別定額給付金は、昨年度の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給されたものでございますけれども、内子町においても、その主旨を踏まえ、町民の皆さまに対し、迅速な給付金支給をおこない、国が目指すところの定額給付金の支給の目的は、概ね達成できたものと考えております。よって、町としては新生児に対し、特別定額給付金の支給は考えておりません。現在、町としても、うちこ子育て

応援事業の創設、また子育て世代包括支援センター、ニコニコサポートの設立、発達自立支援センターの設立など、多方面から出産、育児を支援しております。さらに高校生まで医療費無料化を早急に実施し、子育て家庭を応援したいと考えております。以上でございます。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 久保美博議員。

[久保美博議員登壇]

○4番(久保美博君) 今、このコロナ禍の中において、国からの臨時特別交付金が、一次、二次三次と、内子町にもおりました。その中で、非常に残念なんです、やはり、生活困窮者もおられる。そんな中で、やはり目が向くのが、今の飲食業等とにかく目が向きそうなんです、やはり、全体的に申し上げたいのは、町民に寄り添った、政策、対策、そういったものに目を向けていって、よりよい生活ができるようお願いしたいわけなんです。コロナがいつ収束するか分かりませんが、国の方も、ひょっとしたら、三次、四次、というような対策いうふうになるかもしれない。そういった時には、もし、そういった交付金が、また、出るということになれば、町民に寄り添って、手を差し伸べられるような政策でもって手当てをしていただきたいなと思います。そういったことで、取り組み方よろしくお願い申し上げたらと思います。

次の3項目の災害備蓄品の導入についてであります。これは大きな災害が発生し、避難が長期化した時に、備蓄品による食の確保が必要になると思います。今、子どもも大人も二人に一人がアレルギーと言われております。食物アレルギーのある子どもが、学校、幼稚園、保育所での給食においては、安全、安心な生活が送られるよう配慮されていると思いますが、災害発生時に避難所での食物アレルギー対応の備蓄品を導入されているのか、お伺いを致します。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(森永和夫君) 黒澤総務課長。

[黒澤賢治総務課長登壇]

○総務課長(黒澤賢治君) 避難所におけます食物アレルギー対応の備蓄品の導入についてお答えをさせていただきます。東日本大震災の課題を踏まえまして、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。その中に食料など生活関連物資の配布を含めた避難所における生活環境の整備が規定されております。また、同年8月には、内閣府より「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示され、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮が示されておるところでございます。一方、食品表示法に基づきまして、容器包装された加工食品でアレルギー物質の表示が義務づけられている特定原材料は、卵、ミルク、小麦、えび、かに、落花生、そばの7品目でございます。その他、いくらやオレンジなどの20品目は、特定原材料に準ずるものとして、できるだけ表示することが推奨されております。こうしたことから、内子町においては、これら27品目を含まない備蓄食料として、白飯、白ご飯のことですけれど、3,087食、わかめご飯844食、野菜カレー1,236食、ようかん200食、ホワイトシチュー72食を備蓄しているところでございます。なお、現在は、令和元年9月に特定原材料に準ずるものの中にアーモンドが追加されておるところです。今後とも、備蓄食料を更新する際には、食物アレルギーに配慮しながら、計画的な備蓄に努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番(久保美博君) 先ほど議場に入る前に、そこの表に災害備蓄品のアレルギー対応の食糧が置いてありました。ゆっくりと見せていただいて、今、回答のありましたように、災害備蓄品としてのアレルギー対応の備蓄は出来るということでもありますので、安心致しました。ぜひ、このような命に関わることでありますから、やはり、それなりの対応が必要だと思いますので今後においても、備蓄品の導入というのは気をつけていただきたいと思います。その中で、ちょっと当然、商品ですから、賞味期間があると思うんですが、その辺の交換するタイミング、これはどのような時期にされるか、また、交換する商品、取り扱ってる商品ですね、これはどのような取扱いを交換する時期にされるのか。これ言うたら、防災訓練時に、利用するとかということもあるかと思うんですが、その辺の交換のタイミングとか、取扱いの取扱いをどのように考えておられるのか、ちょっと伺ったらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 備蓄食料の消費期限でございますけれども、これ商品によって様々でございますけれども、多くが、今年というか来年度のですね、11月、2021年11月に期限が来るものが今多く備蓄されてございます。こうしたことからこの期限を迎えるものにつきましては、自治会、失礼しました自主防災組織等に情報を発信させていただきまして、避難訓練その辺のところを使っていただけるものがあるようでしたら、ぜひ、多く使っていただきたいなというふうに思っております。なお期限がきましたものは随時更新をしていく予定にいたしております。以上でございます。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番(久保美博君) 今のそれぞれの備蓄品を対応しておるということだったんですが、これアレルギーの人数ですね。これは学校等、幼稚園、保育所もあると思うんですが、この人数の把握は、出来ておるんでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問ですけれども、まず人数の前にちょっとアレルギーの対応でございますけれども、学校現場におきましては平成26年3月に学校における食物アレルギー対応の手引を策定をいたしまして、アレルギー疾患の正しい知識の啓発と、またあわせて、児童生徒が学校生活を安心安全で過ごせるということに努めておるところでございます。それで人数でございますけれども、この人数につきましては、給食センターの方で把握をいたしております、その子どもの体の状況に応じまして、除去食でありますとか、代替食でありますとか、そういった対応をさせていただいております。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番(久保美博君) いずれも大いに命に関わることでありますから、災害時に必要な人に適切に行き渡るように万全を期してほしいと思います。

それでは最後の4項目の死亡届を提出した後の各種事務手続の負担軽減についてであります。このことについても、ちょうど1年前に質問をいたしました。家族を亡くした遺族の方からの声を今でも聞きます。もう少し簡単に手続が出来ないのかという声を聞きます。家族を亡くした遺族の方が手続に来られると手続ごとに異なる、窓口を回る必要があり、何度も同じ内容の記載を求められることが遺族の負担となっております。これまでの行政手続を一新する、ワンストップサービスの導入をすることによって、来庁した人の目線に立った利用しやすい手続の仕組みができると思います。この配慮は気配りが行き届いた町民ファーストのサービス提供ができると思いますが、ここに挙げておりますワンストップ型のサポートコーナーを導入することの考えはないか、お伺いをいたします。

○住民課長(二宮善徳君) 議長。

○議長(森永和夫君) 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長(二宮善徳君) 死亡届を提出した後の各種手続きの負担軽減などについてお答えします。令和2年の1年間に住民登録のある方で亡くなられた方は259人、1か月平均で約22名になります。お亡くなりになりますと、本庁か分庁、支所に死亡届を提出していただきます。最近では、親族から依頼を受けた葬祭業者の方が死亡届を持参し、火葬などの手続を行っておられます。その際に死亡後の手続きについてというご案内文書をお渡しします。この案内文書には分庁や支所を含めた役場での手続ができるものについて、20件近く説明してあります。故人の加入している医療保険や年金、福祉制度、農地などの所有によって担当課や件数の違いがありますが、住民課、保健福祉課、税務課関係業務の手続きが8割になります。このように死亡に伴う手続は複数の部署にまたがっており、ご遺族の方の書類作成に対する心理的な負担があることは十分認識をしております。そこで後日来庁されたご遺族の方への町の対応ですが、窓口のカウンターに座られますと、何の手続に来られているかがわかりますので、住民課以外の業務についても、担当課の職員が互いに連携しながら直接窓口へ来て対応をすることにしております。業務ごとに担当者が入れ替わることになりますが、農地など相続が関係するものを除き、ご遺族の方は、同じ場所に座ったまま一か所で手続ができるようにしております。ご質問のワンストップ型サポートコーナーの件ですが、今ご説明したように各課担当職員が直接窓口へ来て対応しております。専従の担当職員を配置し専用の場所を確保することになると、分庁と支所でも同じ対応が必要になることや、利用者も1か所あたり月10人に満たないことを考えますと、現状のままでの対応でご理解願います。

○4番(久保美博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番(久保美博君) 今各課、担当者が窓口で対応されるということをお聞きしました。それが負担軽減にもつながるということだと思えます。これ、手続遺族の方が来られるということでは

が、これは、前もって予約があるわけでもなしに、いきなり来られて、その場で、各課と連絡をとって対応しているというのが現状でしょうか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 死亡届を提出されたときに、葬祭業者の方に対してですね、遺族の方ということを入れておりますので、それを見られてこられます。ですから、もうその時点で死亡届後の手続に来られたということがわかりますので、もう前もって連絡を取り合って、担当が来て対応するようにしております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番（久保美博君） 今、マイナンバーカードをつくってくださいと言って推進してるんですが、当然、死亡して亡くなられた方、その方がカード取得者という方もおられると思います。このマイナンバーカードの返還も必要だと思うんですが、このマイナンバーカードが手続上に何か役に立つ利点があるんでしょうかね。何もないんでしょうかね。マイナンバーカード作成推進しておるんですが、何か一つも役に立ってないのかなと思うんですが、こういったときに役に立っておるんでしょうかね、ちょっとお尋ねします。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） マイナンバーカードの件ですけど今ですね、令和3年度に、マイナンバーカードをこれ作った人だけのことになってしまうんですけど、交付の方々が役場窓口の申請書にいろいろ書かれるんですけど、そこに書かれるのは、住所とか氏名がほとんどです。ですから、マイナンバーカードを持たれるということは本人がそこで確認出来ております。ですからそれをマイナンバーカードをカードリーダーに通すと、住所とか氏名、あと生年月日等も自動的に書いて、必要なところにチェックボックスが入ったような、ですから本人が、何枚も何枚も申請書に同じことを書かんといけんということを避けるようなシステム、実を言うと、今考えております。これを令和3年度中に何とかしたいというような考えがあります。以上です。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番（久保美博君） 今の手続でですね、一番、負担になるのが、同じようなことを住所氏名を何べんも書かないといけないというようなことがあるんで、それは大きな負担となっておるところがあると思います。今、言われましたように、リンクして、手続が簡単に済むと、マイナンバーカード取得者については、手続が簡単にできるということでありますので、ぜひ速やかに、対応していただけたらと思います。これいづれにしても、本当はこのワンストップ型のコーナーを設置していただければ、前もって電話予約してもらって、速やかに手続ができるのかなと思ったんですが、今回答では、それぞれの担当職員が来られた時に対応しておるということですので、安心をいたしました。いづれにせよ、町民の負担軽減、職員の負担軽減ということにもつながると

思います。ぜひ、そういった取組でやっていっていただきたいと思います。以上で私の通告の質問を以上で終わります。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時から再開を致します。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。3月議会に当たり、質問通告書に基づき、一般質問させていただきます。今回も、一問一答方式にて質問させていただきます。まずは、小野植新町長、ご就任おめでとうございます。改めながら、お祝いを申し上げます。町行政の中ですばらしい実績を残されての町長就任、誠に頼もしい限りであり、ご期待申し上げております。昨今の地方の衰退、コロナ禍の中、大変厳しい舵取りを迫られますが、しっかり支えてまいりたいと考えております。強いリーダーシップを持って頑張ってくださいよう、よろしく願い申し上げます。先般、立候補に当たられまして発行されたリーフレット、しっかりと拝見させていただきました。私自身も常日頃から考えていることが全て網羅されていて、本当にすばらしい公約だと感じておりました。そこで、この公約を具体的にどう進められていくのか。所信を聞きたいと思っております。公約は多岐にわたりの内容になっておりますので、かいつまんで、数点の質問をさせていただきます。

最初に、このたび、新町長になられて、新しい小野植カラーのまちづくりが進んでいくことでしょうが、そのためには、まず内子町そのものを知ることが大事だと考えます。そもそも、内子町とはどんな町なのか。温故知新、ルーツを知ることが大切だと思います。そこでまず、内子町の地名の由来をお尋ねいたします。そこにはいろんなヒントが隠されているような気がしてなりません。NHKのネーミングバラエティ日本人のお名前という番組がありますが、サブタイトルとして、お名前は時を超えたタイムカプセル、あなたの名前にも、身近なもの名前にも、御先祖様からのすてきなメッセージが込められています。まさに、内子町の由来を知ることにより、未来の内子町を描くことができるのではないかと考えて、このことを最初の質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 内子町の町名の由来とのことですが、由来は諸説ございま

すが、確定できるものはございませんのでそれを前提に答弁させていただきます。内子という地名が内の子から変化したものであるということは、聞かれた方も多いのではないかと思います。内の子という地名は、大洲旧記にある暦応三年の清谷寺諸檀那讓状に記されている豪族、内之子忠大夫が由来という説がございます。また、石畳明光寺住僧にして有名な著、禅宗編年史の著者白石芳留師が言うには、内ノ子はかつては壺村とも言われており、日本分域指掌圏には、内の小さな村と書いて内ノ小村となっており、また道する際には壺村と彫りこまれていたところから地名と思われる。壺村と言われていたのは、周囲を山に囲まれ、ポツンと一か所だけ平坦地になっているのが、山の内なる人たちが住んでいるという印象を与え、内の子になったのではという説。いずれにいたしましても、内子町の町名の由来としましては、人の名前からの説、地名からの説などございますが、いずれも定かではございません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 確定した、内子町の地名の由来ってというのが、見当たらないというかわからないということではございますけれども山に囲まれた内なる小さな村、これは、当たっているのかなって感じは致します。しかしながら、内子という地名の中にやっば子どもの子がついているってということは、これから将来にわたってやっば子育て支援のまちづくりをしていくべきではないかと、名前を見るたびに、そう思ったりなりません。未来志向で内子町を考えていくのであれば、次世代を担う子どもたちをいかに増やし残していくかが、基本になってくると思います。その意味で、小野植町長の公約の1丁目に、子育て支援を掲げられていることは、高く評価いたします。それに加えて、ふるさと教育の重要性を説いておられることにさらに期待が高まります。そこで、先ほど同僚議員の同僚議員も聞いておりましたけれども、公約の1番地に、高校生までの医療費無料化を挙げられております。現在天神地区を中心に、若い世代の家がたくさん増えております。その方たちに話を聞いてみますと、内子町は、中学校まで医療費無料化なのでということで、内子町に住むことになったとの事例を耳にしました。内子町は、他の市町村よりいち早く、無償化を取り入れ、近隣の市町村からうらやましがられていたことは間違いありません。しかしながら、ほかの市町村も現在追随してきております。ここに来て、高校生まで無償化を打ち出されたことは、町民、近隣市町村にも期待感が高まっていることだと思います。そこで高校までの医療費の無料化への具体的なタイムスケジュールをお尋ねいたします。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） 高校生までの医療費無料化は、先ほど町長が答弁しましたとおり、今年10月実施に向け、制度設計を急ピッチで進めております。6月議会には条例改正案それから補正予算等、提案できるように急ピッチで作業を進めるつもりでおります。以上でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） すばらしい、対応の早さの答弁ありがとうございます。地域を回って見ますと子育て世帯から、子育て支援の要望がたくさん出ておりまして、その中にもやっぱ医療費無料化の件はすごく助かりますということ、声がたくさん聞かれました。早速、こういう形で無償化がされること、小野植新町長、さすがだなと感じさせていただいております。

次に、国民総活躍社会と地方経済の冷え込みにより、夫婦共稼ぎ世帯が増えてきていると思います。子育て中の共稼ぎ世帯は、子どもさんを祖父母に預けるケースも増えてくると思います。そんな中、祖父母の方から孫を預かり見ているが、子どもを安心して遊ばすところが近くにないから困るとの声をお聞きいたしました。小野植町長の公約にも、公園、遊具の整備が挙げられていますが、私も早急に取りかかるべきだと考えますが、具体的な構想をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは今ご質問の件についてお答えをさせていただきます。「住いの近くに子どもの遊び場がない」という声は、私も保護者の方からもよくお聞きしております。平成30年度に行われた「内子町子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」というのをおこないましたけれども、その中でも「近くに遊び場がない」また「遊具の種類などが充実していない」といったようなご意見をいただいております。公園設置場所、あるいはスペース等の課題もありますけれども、今後、改善に向けて努力をしまいたいと考えております。また、現在、遊具等については、点検をおこなって老朽化しているものについては、順次、改修しておりますけれども、遊具の増設についても検討をしまいたいと思っております。なお、今年3月28日は、内子運動公園に「うちこの森公園」が、リニューアルオープン致します。より多くの町民の皆さまにご利用いただきたいと考えております。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3月28日運動公園の遊具の広場のオープンということでございます。新しい遊具がそろっておりまして、子どもを連れて行くのには本当に楽しみの場所が出来た一つ出来たなと感じております。そこでですね、一か所ですね相当、気になるところがございますので、その改修が今後どうなっていくのかちょっとお聞かせ願ったらと思います。それというのが、五十崎児童館裏の公園の遊具が壊れたまま放置されているのがあります。早期に改修してほしいとの具体的な声もあるんですけども、一か所はどうお考えでしょうか。お答え願いたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 該当の公園につきましては、建設デザイン課で管理しております公園となっておりますので、該当か所の修繕につきましてははですね、できる限り早急に対

応していきたいなというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 早急な対応をしていただくと確信いたしました。ありがとうございます。

次に、未来志向のまちづくりを考えると、地場産業、未来志向のまちづくりを考えるとということで、地場産業はものすごく大切になってきます。国民総活躍社会が言われて久しくなりますが、そのためには、地場産業の活性化をしていく必要があると思います。そのことは、公約にも入れられておられます。その中で、農業政策、商工業政策、福祉政策の中において、言葉の使い方は違いますが、雇用の積極的確保が謳われていると思いますが、具体的にはどのような仕組みで実現しようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、只今の質問についてお答えさせていただきます。農業分野では、人材確保のためJA愛媛たいきの無料職業紹介所を利用されている方や、果樹部会を通じたの支援があります。また、内子町シルバー人材センターを通して、繁忙期の草刈や果樹の収穫時など人材派遣をお願いしている方など様々であります。落葉果樹の農家では、技術を伴う人材が必要になることから、親戚や知り合いなど各農家で概ね人材確保が出来ております。近い将来、担い手不足や高齢化に伴い対応ができなくなることが予想されるため、今後、JAや県の関係機関との連携を密にしながら農家が求める人材確保に取り組みたいと考えております。それとは別に、繁忙期の人手不足を解消するため、農作業と支援員のアルバイトマッチングサービスを運営する企業がございます。この企業が提供するサービスは、アイ・アグリと呼ばれる県内の情報番組にも取り上げられ認知度が急速に高まっているところでございます。今後、内子町においても認定農業者や、からりなど直売所出荷者協議会に情報提供をするとともに、各農業者の会議や研修の機会を利用し、事業内容などについて説明する機会を持ちたいと考えております。

次に商工業について、全国的に企業を誘致することはハードルが高いのが現状でございますが、空きオフィスを活用したクリエイティブ産業の誘致を促進し、雇用対策に力を入れるとともに、新たに創業・起業する方を支援するため、創業塾を開くなどして創業時の補助制度なども充実させていきます。これまで、例えば、令和元年10月に株式会社ベネフィット・ワンが、八日市護国の伝建地区内の空き家を活用され、情報通信系の業務を行うため事務職を9名雇用頂いております。また、近年では内子本町通り商店街の空き店舗を活用され、町産品を活用した飲食店等を3事業者の方が開業もされており、今後もこのような取り組みの支援を行ってまいります。最後に、自治会活動における人材確保のためのマッチングですが、それぞれの自治会で、現在、地域や自治会が抱えている課題を洗い出し、課題解決に向けて何が必要か、どのような人材が必要なのかを自治会や、地域で検証していただき、地域おこし協力隊などの制度を積極的に活用しながら、地域とのマッチングをはかっていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） それぞれの分野で、縦割り行政の中で、その分野分野の取組ってというのが、今ご説明いただいたんですけれども、例えば、総合的に農業の分野も商業の分野も、最後はですね、福祉の関係で、障がい者の方が職に就くってところの3つの分野をですね、一括的にハローワーク内子版ハローワークのようなものを創設して顔の見える職業案内みたいなのが、具体的にできれば理想的だなと思うんですけれども、その考え方については、どんなものでしょうか。そういう形のものはいらないんでしょうか。ちょっとお考えをお聞かせ願ったと思うんですけれども。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 以前ですね、これ2点は取り組みではございますが、南予の自治体を中心にですね、これは西予市さんが音頭出しをとってやられたことなんですけれども、事業継承のためのマッチング事業ということで、実際にその事業継承をしたんですけども、後継者がいないところの調査はいくつかしたことがございますが、なかなか、これについては成果があるものではございませんでしたので、その後の事業継承が今のところ進んでないという状況です。ハローワーク的なマッチング支援システムというのはですねこれは、恐らく農業でもしかり、商工業でもしかりだろうと思うんです。まずは、そういったしっかり現状を調査した上で、どのような支援体制がいいのかっていうそういう制度設計も組立てないといけないので、すぐにというわけにはなかなかまいりませんが、地域の方のお声、それから各団体との調整をする中で、そういう声がやっぱり高まってきているということでございましたら、やっぱりそこら辺は行政が中心となって調整をさせていただきたいなという考えはありますけれども、いずれにしても、こういう取り組みをしている団体ほかにもございましょうから、そういうなところもちょっと参考にさせていただきながら、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 心強いご答弁ありがとうございます。国民総活躍社会、皆さんが社会貢献できるようなですね、いろんな様々な形の職業に就いて活躍していただくような社会ができることを切に望んでおるところでございます。

次に移ります。次に町長公約のリーフの中の7番目の公約に書いてあります。魅力ある風景や生活の基盤整備の項で、山間部における移動手段の確保について謳われておりますが、そのことは、デマンドバスの拡充なのかそれとも新たな策をお考えなのかお尋ねをいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは私の方からお答えをさせていただきます。山間部の移動手段

の確保でございますけれどもこれにつきましては、平成22年度より大平地区及び南山地区で新規導入したデマンドバスの運行を町内全域に拡大して、現在の19路線を運行することで、ほぼ全域の交通空白地域の解消を行ってまいりました。しかし、山間部で進行している高齢化によりまして利用者の減少でありますとか、利用者個人の事情等により、利用者数は地域により格差はございますけれども年々減少してきております。まずは、現在のデマンドバスの状況について、利用状況や利便性など、その成果と課題を検証をしてみたいと思っております。特に山間部など、特に移動手段のない地域における住民の要望や意見に耳を傾けながら、需要量に見合った効率的で利便性の高い路線再編などを行って、将来を見据えた持続可能な運行を行ってまいりたいということでまだデマンドバス全路線ですね、まだできて時間も経っておりません。ただ、先ほど言いましたように減少しているというのも事実でございますので、こういったところの検証もしっかりおこなって、より使いやすいようなことをまずデマンドバスをしっかりと整備をもう一度検証して整備をしていくということで取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） やっぱ利用者が減ってるということはちょっと、利用するにあたってちょっと不都合なところがやっぱ利用者にあるんじゃないかなと思いますので、またしっかりと研さんしていただいて、本当に、山間部の人、困っている人もたくさんおいでますので、またそういう新しいものが出来上がってくるのかなと楽しみにしておきたいと思っております。

続きまして、リーフの8番目に書いてあります項目の次世代技術を活用の項で、行政サービスのデジタル化の促進を掲げておられますけれども、押印廃止とか、申請書類の電子化、電子メールや郵送での受け付け等といったデジタル化に向けた取組は、様々期待されるし、早期実現を望むところではあります。それも含めて、内子町には3つの支所があるので、一つの窓口で、オンライン等の通信技術を使った、各支所の窓口から各課をつないでワンストップでの行政相談ができるサービス。また、住民票等の書類を手軽にコンビニで入手できるサービスが出来ないか。このコンビニ交付サービスは、既に多くの自治体が行っていることから、こちらあたりからまず始めていくのはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問にお答えします。ICT技術を使って各課への相談を支所や分庁からつなぐことができないかのご質問でございます。WEB会議システムにより、お互いがパソコンの画面を通して顔を見合わせた状態で相談をすることは可能でございます。しかしながら、WEB会議システムを活用して相談をしようとする場合、パソコンの会議設定等が必要になりますので、相談開始まで少し時間を要するというデメリットがございます。また、現在、WEB会議システムを全職員が利用できる環境にございませんので、プライバシーに配慮を要するような相談があれば、別室にWEB会議システム用の機器を準備する必要もがございます。これらのことから、WEB会議システムで全ての相談に対応することはできないと考えております。

したがいまして、まずは相談を受け付けた場所からの電話連絡により相談者と担当者をつないで対応し、メールなどを活用してデータをやり取りしながら、必要に応じてWEB会議システムを活用して相談対応を行っていくことが現実的ではないかと考えております。第2期内子町総合計画後期計画においても、「次世代技術を活用したスマートなまち」をミライ・プランに掲げております。今後、様々な分野においてICT技術の積極的な活用を検討することは重要であると考えておりますので、先進事例を参考にしたり、県や近隣市町と情報交換を進めたりしながら、可能性のある分野からICT技術の導入を検討していきたいと考えております。次に、証明書等のコンビニ交付サービスの導入についてでございますが、全国のコンビニエンスストアにおいて早朝や深夜、土日祝日でも証明書の取得が可能となり、住民サービスの向上につながることから、平成30年度において一度、システム導入の検討を行っております。その際、システム導入費用が高額であることや財源確保が難しいこと、また、費用対効果の面で課題があったということで導入を見送っております。今後については、マイナンバーカードの普及や活用、また、国が主導して行う地方公共団体の情報システムの標準化などの取り組みを行って、これらに対応していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 先ほどの同僚議員の質問のことなんですけれども、死亡届のワンストップ化も、今僕が質問したことと同じようなことの対応になるのかなと思うんですけれども、例えば、小田支所で死亡届を受け付けたときに皆さん担当者が寄ってくるってということで、先ほどの答弁はよろしいんでしょうか。窓口でのワンストップ化っていう質問に。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

○小田支所長（畑野亮一君） 小田支所におきましては窓口担当職員3名おりまして、それぞれ年金とか死亡届とかそういうものに対応できるようになっておりますので、ワンストップで窓口でほとんどのものは対応出来ます。対応しかなるものにつきましては、直接電話を本庁とつないでやっていただいたりということで対応させていただいているところでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 次に、放課後児童クラブ、放課後子ども教室についてお尋ねいたします。先ほどから申し上げているように、新しい世帯は、夫婦共稼ぎ世帯が、一般的に増えております。ゆえに、放課後児童クラブと放課後子ども教室のそれぞれの需要が増えているように思います。放課後児童クラブ、放課後子ども教室の定員状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） 現在、放課後児童クラブは内子児童クラブと五十崎児童クラ

ブの2か所で、定員は、その実施要綱で、それぞれ30人程度と規定されていますが、国の基準により、その専用区画として、1人につき1.65㎡以上の区画が必要とされており、現在のところ、それぞれ32人を定員としています。放課後子ども教室は、立川、大瀬、小田と、3か所の子ども教室がありますが、子ども教室については、定員は定められておらず、国の基準も定められておりません。なお、子ども教室については、一日の利用人数が、それぞれ多くても10人程度でございます。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 児童クラブの方は定員が定められているということでございます。子ども教室の方は山間部と申しますか、山間部の方で利用されているという形で児童クラブの方は、都市部と申しますか、そこら辺で利用されている制度だと思うんですけど、待機されている児童さんとかはおられるんですか、おられないんでしょうか。よろしく申し上げます。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） 現在内子児童クラブの利用人数が26名。五十崎児童クラブの利用人数が22名となっており、現在のところは、待機児童はおりません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） スペースの手狭感を訴える方も、利用者の中でおられるんですけど、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） スペースについてなんですけども、現在内子児童クラブ、五十崎児童クラブともに定員状況には余裕はありますが、4月当初には結構30名ほどの申込みがあつて確かに、スペース的には1.65㎡というのは狭いと思います。現在コロナ禍の状況の中で、やはり1人、4㎡は必要なのかと考えておりますが、やはり現在の児童クラブの運営の建物の状況では、その4㎡のスペースをとるのはなかなか困難な状況でございまして、現在の体制で運営を行っております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） そのことを解消されるのか、そのままで走られるのか。将来的にどう考えておられるのか。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） そもそも、放課後児童クラブなんですけど、運営指針として、現在内子町では、放課後児童クラブ小学校1年生から3年生までの利用でございます。しかし実際の児童クラブの運営指針では、6歳から12歳まで、つまり小学校1年生から6年生までの児童について、対象をするようにということになっておりますので、現在の状況では、6年生までの受入れは出来ないという状況なので、その辺のところも、今後状況見まして、放課後児童クラブ待機児童がないようなことを考えていくつもりでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 先ほども申しましたように天神側のほうがですね、かなりといいましてもわかったもんだと思うんですけど、子どもさんが増えているような状況が現状としてあるんじゃないかなと思うんですけども。天神側の方にですね、放課後児童クラブを創設するっていうことは、考えられないんでしょうか。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） 現在は天神小学校児童、五十崎小学校児童とも、五十崎の児童館、いわゆる五十崎地区にある児童クラブの方に通っております。約天神小学校から五十崎の児童館まで距離としては、1.2km弱かと思えます。この距離が遠いか近いか話は別としまして、天神側のほうのもし児童クラブをできるようなスペースとか、それから施設があれば、その辺のところは対応できるかなと思ってますが、今のところそのスペースというのが、なかなか確保出来ない、見つからないという状況にあります。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 天神側の子育て真っ最中のお母さん、ママたちの意見の中で、天神側でもほしいっていう要望がありますので、ぜひ、実現できるような形で考えていただいたらなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、町道の霜戸線改良工事でございますけれども、かれこれ年数がかかっているように思います。途中中断している間は、路面が雨水で洗われて20cmぐらいの溝も出来て、消毒液、農産物の運搬にも相当な神経を使っただけの運転をしなければならない状況で、早くしてほしいとの要望も耳にします。今は路盤の整備もしながら工事が進んでいるようですが、完成予定を早めて一気に終わらすことは出来ないものなのか、お尋ねをいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 先ほどのご質問、町道霜戸線、正式な路線名と致しましては、町道西横の地線ということになっておりますので、その路線についてご答弁をさせていただいたと思います。町道西横の地線につきましては、県道内子双海線から元袋口集落までの間を整備計画区間として位置づけ、平成4年度から工事に着手し、早期完成に向けて継続して整備を進めているところでございます。現在の状況につきましては、全体計画延長約3kmのうち、県道側から約1.1kmの区間が完成しております。現在は地元から要望の高い約700mの区間で整備を進めており、事業進捗率としては、60%という状況でございます。本線につきましては、地形急峻に加え、地質が非常にぜい弱といった特性がありまして、その対策費などから、整備コストが高く、十分な進捗が得られていない状況ではございますが、令和元年度と2年度は、国の3か年緊急対策予算の重点配分を受け、例年以上の事業進捗が図れましたこと、また、令和3年度からは昨年8月に策定した内子町国土強靱化地域計画に基づく重要な事業として位置づけ、国に重点配分を頂くよう予算要望している状況でございます。事業が長期化する中で地元の皆様がより早く安全で安心して通行できるように、今後につきましても必要予算の確保に向け、早急に完成を目指していきたいと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） ただいま、心強い答弁いただきました。早急に完成していただきますように、地元の人も切に願われていると思いますので、対応のほどよろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午後1時50分より再開致します。

午後12時41分 休憩

---

午後 1時50分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。私は、初めから一問一答方式でおこないますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目といたしまして、来年度からの介護保険料値上げについてです。（1）第8期、介護保険の基準保険料が基準額で年間6,600円、8.8%値上げされる見込みとなりました。介護給付費総額では、第7期見込みと、第8期推計では、1.7%の伸びにとどまっていますが、8.8%まで値上げする理由として、ほかにどのような理由、要因がありますでしょうか。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 只今の質問にお答えいたします。介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて、計画期間の令和3年度から令和5年度までの介護給付費、地域支援事業費を算出し、それに対する第1号被保険者の負担23%分を介護保険料として徴収するものでございます。第8期介護保険事業計画における標準給付費は、介護報酬改定や特別養護老人ホーム、グループホームの入所定員増などにより、第7期介護保険事業計画と比較しまして1.5%の増となっており、地域支援事業費は介護予防事業に対応する職員体制の充実などにより17.0%の増となっております。また、第7期計画では、介護給付費準備基金を全額充当することにより保険料の増加を抑える計画となっておりますけれども、第8期計画においては、充当できる基金がなく、介護給付に対する第1号被保険者の負担分を、すべて保険料で徴収しなければなりません。計画期間中に介護保険料が不足する事態が発生しますと、愛媛県から不足分を借入れ、次の第9期計画でその借り入れの償還金も保険料として徴収し、返還していくこととなります。介護保険料の引き上げは、被保険者の皆さまにはご負担をおかけすることとなりますけれども、介護費用を公費と加入者によりご負担していただくという保険制度の趣旨を踏まえ、ご理解いただきたいと考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 丁寧に答えていただきましてありがとうございます。高齢化率が、どんどん上がっていくということは皆さん承知しておりますし、介護保険料がそういった高齢化が進んでいくことで上がっていくのは致し方ないだろうという気持ちは多くの町民の方も持っておられると思うんですけども、一方で値上げするのは仕方ないけれども本当に給付がこれまでどおり得られるのだろうかということもまた、非常に不安に思っている方の声もよく聞きます。今の説明詳しく説明していただいたので、そうですね、また今の説明も町民にわかりやすいように、どこかでお知らせ等でしっかりとしていただきたいと思いますと思うんですけども、ちょっと、私の勘違いの部分もあったのかもしれないですけど、その基金がまだ残ってたと思うんですけどそれはもう、第7期までで全てもう使い切る予定で8期で使い切る。準備基金の部分がないとおっしゃいましたかね。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 第7期計画におきまして、介護給付準備基金を全て使うという計画になっております。現在予算化しておりますのは、その全額ではございませんけれども、計画を立てる段階では、その見込みが立てて立てられなかったということで、少し残る可能性はあります。ありますけれども、計画立てる段階では、準備基金を充当する見込みが立っていないということで、7期計画で全て使って、介護給付に充てるという計画でおりましたので、第8期計画はその準備基金を充てない計画というふうに策定をさせてもらっております。

- 2番（関根律之君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 介護保険の課題として、介護人材不足ということが言われてますけれども、今回の改定保険料改定で、報酬改定報酬の若干の値上げがあるかと思うんですけども、この報酬改定をしてもなおかつ人材不足が起きた場合というのは、今の保険、介護保険会計で見込んでいるのか、やはり補正予算みたいな形で別の手当てをしない状況もありうるかと考えておられるのか。ちょっと難しいかもしれないんですけど何かその辺の見通しみたいなものを、分かる範囲でお答えいただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 介護報酬改定は国の方で3か年ごとの介護計画に基づいて、報酬の見直しを行っております。その見直しに合わせて今回、保健事業計画を策定したということで、そういった介護報酬の見直し分も含めた計画で、それに合わせた保険料の算定という形になっております。

- 2番（関根律之君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） ちょっと私の聞き方が回りくどくあったのかもしれませんが、介護人材不足が今後、起きた場合に、何か町から何か支援金みたいな形のそういった、新たな雇用をするための対策みたいなものは、考えられているのかどうか。もしわかりましたら、お答えください。

- 保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 介護人材不足っていう点に関しましては、今県の社会福祉協議会で、外国人介護人材のあっせん制度も取り組まれておりまして、現に内子町内でもミャンマーから2人の介護職員が入ってきております。そういった人材不足に対して、町から支援するということは考えてはおりません。

- 2番（関根律之君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 次の質問です。先ほどちょっとお答えいただいた部分もあるかもしれませんが通告どおりに、一応、質問します。第7期事業計画では保険料引下げの対策として、準備基金取崩しと、一定以上所得者の利用者負担の見直しとありますが、第8期では、保険料値上げ幅の縮小のために、検討されたことはありますか。保険料、また、保険料引下げのために、一般会計から法定外の繰入れというものは検討出来ないのでしょうか。

- 保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 只今の介護保険料引き下げの対策ということでお答えをさせていただきます。第7期介護保険事業計画における準備基金取り崩しは、先ほどの答弁で申しあげたとおり全額取り崩す計画になっており、第8期計画で財源として措置できる状況にありません。また、一定以上所得者の利用者負担の見直しは、介護保険法によりまして、平成27年8月から「一定以上所得者」は2割負担、平成30年8月から「現役並み所得者」は3割負担となっています。介護給付費は年々増加しており、このことが保険料増加の要因となっていることから、適正な介護認定の推進、適正なケアマネジメントの推進、介護サービス事業者に対する指導監督体制の強化などを行って、介護給付の適正化に努めて参ります。また、介護保険料を引き下げて一般会計から繰り入れることは認められておりませんが、第1号被保険者に後期高齢者の加入割合が高い場合、また全国水準よりも低所得者が多い場合は、普通調整交付金で手厚く措置されることとなっており、標準の交付割合5%に対して、内子町では令和2年度で9.76%交付されています。また、低所得者に対しては保険料軽減措置が講じられており、第1段階で年間1万6,400円の軽減、第2段階で2万400円、第3段階で4,100円軽減されておりますので、ご理解いただきますようお願い致します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 今法定外の繰入れは、検討出来ないかという質問に対して、その期中にですかね、一般会計から歳入、取り入れることは認められていないという答弁だったんですけども、実際に、ほかの自治体で法定外の繰入れをしている自治体もあるということも聞いているんですけども、それに対してペナルティーというものも、特にないというふうにも、聞いているんですが、認められていないといった、その根拠みたいなものは、県からそういう指導を受けてるとか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 介護保険制度が出来たのが平成12年でございます。その時点で国民健康保険は法定外繰入れの問題が出ておりまして、制度設計の上で、そういった法定外繰入れが出来ないような仕組みをつくるというようなことが検討されたというふうに聞いております。その実際にやられている自治体というのをちょっと把握しておりません申し訳ないんですけども、そういったペナルティが科せられないということも、ちょっと承知はしていないんですけども、介護保険法によっては、介護給付に対して、国が公費で50%、第1号被保険者で23%、第2号被保険者で27%を徴収するというふうな、率で決められておりまして、それが介護保険法で定められた、第1号被保険者の23%によって、介護計画は保険料を定めているということでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） なかなか難しく、わかりにくいところもあるんですが、8期は使える準

備基金がほとんどないということで、ただ一方で第9期ですか、団塊の世代が全員が75歳になるのが令和7年度ですかね、とかっていうふうに言われてますけども、まだ第9期、次の期も、まだ給付費が上がるのではないかというふうにも予想されるんですけども、そのために、今期8期中に、その準備基金を積みますというようなことが第9期の値上げを抑えるためには必要ではないかというふうにも一方で思うんですけども、そういったことは考えられているのでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 過度に保険料を上げて基金っていうことは考えてはおりませんけれども、先ほど申しましたように8期計画期間中に、不足をするようになりますと、県からの借入れをして、借金として第9期に持ち越すというような形になってしまいます。そういった事態は避けたいということで、保険料の設定はさせてもらっております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） もう少し単純に、お聞きますけど、準備基金を8期中に積み増すような計画、考え、検討はされているのかどうか。いかがでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 結果的に積み増しする可能性はありますけれども、計画上では、基金積立ての計画はございません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） わかりました。

次の質問に移ります。2番目としまして、内子町経営安定補助金で40万円以下の支給者に対する追加給付についてです。（1）として、これまでの支給件数と支給総額、及び、上限額50万円に満たない支給件数と支払い額はいかがでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） ご質問に対してお答えをいたします。直近の数値と致しまして、2月末現在の支給件数は177件、支給総額は7,757万7,000円となっております。この内、上限額50万円に満たない支給件数は48件、支給総額は1,307万7,000円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 支給件数が177件。全協で説明いただいた資料によると、150件プラス、12件ぐらいが増えそうだというような話もあったように思うんですけど、27件ということで、まだやっぱり、この冬の第3波といいますか、非常に影響を受けていた業者は、多いのかなという印象ですけれども。以前、町長からの行政報告というので件数というのが報告ありました。これによると、5月末時点で44件、支給額2,149万平均で48.8万円。8月末時点で139件。6,152万円ということで、最初の5月末までの時点では、ほとんどの多くの方が上限50万円という形で支給された。そして6月から8月末まで、これが差額差を139から差をとると95件なんですけれども、これを計算すると4,003万円、平均でいうと42.1万円ということで、この夏といいますか、6から8月に報告があったものについては、上限額50万円ではない、満たない分の割合が増えているということなんですけれども。実際、今も27件、全協で説明があった見込みのときよりも予算150件に対して27件増えてるということなんですけれども、第3波、冬12月、1月というのは、前回の春ですね4月と比べても、かなり飲食店の経営に対するダメージというか売上げ減少が大きいというような印象というか、そういったものは、あるんでしょうか。お答えいただける範囲で結構ですけども、お願いします。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） 約コロナから1年が経過をしようとしていますけれども、当初は、飲食店を主にですね、影響があるということで、仮でもそこから始まっております。当初は、業種が限定されておりました。その後ですね、ちょっと正確な時期は覚えてませんが、6月か7月ぐらいだと思うんですけども、全業種ということで、業種が広がってきたということで、その後、いろんな町内でも多岐にわたる業種の方が借入れをされております。今現在の借入れというのは逆に、コロナの影響のあった飲食店というよりも、飲食店以外の業種の方が多く出てきております。先ほどのこれ2月末の直近のデータなんですけども、昨日データをとりましたら、この177件からさらに6件ですね、増えてきております。今も現在、金融機関に聞き取りしましたら、今現在もまだ借入れの申請が出てきているというような状況ですので、これも飲食店よりは、飲食店以外の業種の方ではなかろうかというふうに想定をしております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番目（2）としまして、上限額に満たずに支給した事業者に対して支給後に経営が悪化し、申請した該当月以上に売上げ減少した月がある場合、差額分を給付するために、1万円単位の追加給付は出来ないでしょうか。お願いします。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） ご質問に対してご答弁させていただきます。経営安定補助金の申請時期ですけれども、2パターンありまして、融資借入時と同時に申請できる場合と、最大の減少率に応じて、いつの段階でも申請できる場合とがあります。その申請時期は、申請者の状況

判断に委ねております。また「補助金の交付は、1回限りとする。」ことも条件としていることから追加給付をすることは考えておりません。さらに、2月19日から3月22日の間には、町独自の事業継続給付金の申請受付もしており、真に新型コロナウイルス第3波の影響を受けられている方にはその支援も受けられるようになっておりますのでご理解を賜りますよう、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 以前、全協でも答えていただいたのと変わらない答弁だったと思うんですけども。先ほど申請件数が増えていると。この冬の第3波の影響はかなり大きいというような答弁もあったと思うんですけども、1回目、6月から8月に50%に満たないで、もしくは融資額が150万に満たないで、申請して、給付額が50万円に満たないという方も、相当数、件数からすると、3分の1ぐらいですかね。先ほど聞いてて、だったと思うんですけども、3分の1ぐらいの方が、50万に満たない給付だったと思うんですけど、夏ぐらいはそれほどでもないと思っていたけれども、この冬にガーンと来たということでその第2弾の30万と60万円の事業継続給付金も考えられたということでこれは、いいことだと思いますし、これはぜひ多くの町民の方からも受入れられることだと思いますけれども、制度とは言っても、やはり当事者にとってみればですね。この1回、大丈夫だと思ったけど、待っていればもっとこの冬にこんなに大きいのが来ると思わなかった、50%以上なってしまったという業者もあるんじゃないかと思うんですね。そういう方に対して、やはり第2弾の交付金も第2次、第3次と、国のほうから追加給付が決まりましたし、第2弾をやるのであれば、やはり最初の経営安定補助金で、一度申請したけれども、そこはもう少し2回目の申請、2回目のことを考えていただけないかというふうに強く思うんですけども、その辺り町長いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今の御質問でございますけれども一応制度としてつくり上げて、そのことについては、それぞれの方にお話をさせていただいて進んできているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 通告してますので、3番目いきます。同様に、上限額に満たない額を給付した事業者に対し、制度では10万単位の支払いであったか、売上げ減少率に応じて1万円単位で追加給付出来ないでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） ご質問に対して答弁させていただきます。まず、この制度設計

を行う時に、当然一律給付ということも考えておりましたが、仮に10%減少した方も50%減少した方も同額というのは不公平感があるのではないかということで、10%刻みの支給額を設定させて頂いたところです。売上減少率に応じて1万円単位での追加給付はできないかとのご質問ですけれども先の答弁でもお答えしましたように、「補助金の交付は、1回限りとする。」ことを条件としておりますので追加給付をすることは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 制度として1度決めたので、変更は難しいということのようなんですけれども、第2弾の事業継続給付金でしたっけ、これは見ると、売上げ減少率に応じて、1,000円単位の給付をするのですかね、見るとそういうふうになってますけれども、ということは、第1弾のときはそういう制度として、5%、そのあと10%単位で10万円単位での給付っていうことなんですけれども、当初はどれぐらい作業の煩雑さとか作業量とか、そういうことも勘案して、そういう10万円単位ということを決めたのかもしれないですけども、大体その作業量の見通しですとか、そういうのもわかってきたってということもあってなのか、この第2弾の事業継続給付金では、1,000円単位までで支払いができると。例えば29.9%だったら、29万9,000円ですかね、そういう細かい支払いができるということなんですけれども。前の経営安定補助金では、39%売上げ減少だったんだけど、9%が切捨てで、30万円しかもらえなかったという方が実際におられましたけれども、やはりこの町民の支援、町民の気持ちに寄り添った住民福祉サービスの充実という観点から言えば、1度決めた制度であっても、まだ年度内ですから、予算に余裕があるのであればそういった細かな対応というのもやっていただきたいと思うんですけどやはり難しいでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議員の質問の中なんですけども、非常に我々もそういったことは受け止めてはおります。それで一度分析をしたところをですね、先ほどの48件の件数なんですけれども、50万以下の方ですね、そのうちに、特に影響のあった飲食関係の方は11件、おられます。この方っていうのは、もう借入れが100万円以内というような形で、これ仮にその申請した段階が40%だったら、もう33万3,000円ということで、仮にその50%になっても、もう金額は変わらないというような方の例になります。それ以外の方っていうのは、飲食業以外の方で、本当に、飲食以外の方での影響というのは、さほど受けてないんじゃないかなというような感触もありますので、そういったところでですね、制度設計を考えたところですね、今の現状ですと、もうこの当初の考えからは変更がないということでご理解をいただきたいと思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 受け止めた上で、細かく実際の業者の状況を見極めた上でこの制度で理解していただきたいという答弁だったので、わかりました。

次の質問に移ります。3番目としまして、新型コロナ関連での支援制度一覧の周知についてです。昨年6月に広報うちこ紙上で、個人向け事業者向けと分けて支援制度の一覧を掲載しました。大洲市では、このウェブサイト上で、本年1月にも、この支援制度の一覧を更新してお知らせしています。内子町のウェブサイトでは、まだ個人向け事業者向けと分けたこのお知らせの仕方は、6月に1回、広報紙上、今も、ウェブサイト上にはありますけれども、一覧になっていないので、その制度が決まった順に出ているのでどれが自分に利用できるのか、終わっているのか、そういったことも非常にわかりにくいものになってると思うんですけれども、そういった一覧をコロナの影響が長引いているので、事業者向けというのはある程度、商工会通じて相談窓口とかあるのかもしれませんが個人にとって、どれだけの支援策があるのか、相談先があるのかというのを不安に思っておられる方も多いと思うので、そういった支援制度一覧を更新して周知するようなことは出来ないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 新型コロナ関連での支援制度一覧の周知についてのご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症関連の支援制度につきましては、内子町公式ホームページのトップページに新型コロナウイルス関連情報のサブサイトを設けまして掲載しているところでございます。支援制度につきましてもサブサイト上で、個人への支援と事業者への支援に分けて掲載いたしておりますけれども、議員さんご指摘のように、支援制度ごとにページを開かなければ内容が確認できない状況でございます。そのため、住民の方が見やすく分かりやすいように、現時点での利用可能な支援制度の一覧を作成致しまして、早急にホームページに掲載するよういたします。なお、現在、住民の皆様への周知につきましては、広報紙やホームページ、ウェブサイトばかりでなく、個別の支援が該当している方々には、出来る限り申請漏れがないよう、直接電話や郵便物での連絡もいたしており、特に経営安定補助金と利子補給については、町内の借入先である金融機関にもご協力いただく中で、個々に期限までに申請をして頂くよう配慮させていただいているところでございますのでご理解をいただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 見やすくわかりやすいようなものに、まとめてウェブ上に、それから周知の方法を考えていただけるという力強い答弁いただきましてありがたく思います。ぜひ、細かな、町民一人一人に寄り添った支援をこれからも続けていただきたいというふうに思います。

次に移ります。4番目といたしまして、ジェンダーギャップの解消についてです。東京オリンピックパラリンピック組織委員会の森喜朗元会長による女性蔑視とされる発言がありました。政府が、競技団体に対して、女性理事を40%以上とする目標とするよう定めたのに対し、森元会

長は、「女性が入っている理事会は時間がかかる。組織委員会の女性理事はわきまえておられる。」と発言し、大きな問題となりました。多くの国民がオリンピック組織のトップの発言を問題だと声を上げ、ボランティア登録していた数百人が辞退を表明。アスリートからも多くの反対の声が上げられ、森氏は辞任に追い込まれました。日本の2020年のジェンダーギャップ思想指数は前年からさらに順位を下げ、153カ国中121位であることが広く報じられています。国会議員の女性割合など、すぐに変えられない要素もありますが、身近なところのジェンダーギャップに目を向け、改善していく必要があると思います。そういった観点から、質問を致します。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づき、内子町に關係する職員を対象とし、女性職員の活躍推進の視点を入れて、平成28年から5年間の期間で策定された特定事業主行動計画では、計画期間が終了する今、同計画をどのように評価し、次の計画にはどのような重点目標を計画していますでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、特定事業主行動計画をどう評価し次期計画にどのような重点目標を計画しているかというご質問にお答えいたします。特定事業主行動計画につきましては、平成28年から今年度までの5か年計画ということで、現在、計画の期間中であることもあり、まだ評価は行っておりません。しかしながら、計画の中で、配偶者の出産に係る休暇取得や男性職員、女性職員それぞれの育児休業の取得、年次有給休暇の取得促進、係長相当職以上の女性職員の割合、これらにつきまして、目標を定めていることから、計画期間中の年度ごとの検証を行っているところでございます。今後、目標の達成度などについて分析し、成果と課題から、次期計画へつなげていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） まだ期間中ですので、詳しい評価はまだしていないということ。次の計画の重点目標ということも、まだはっきりとした答弁がなかったので、まだいろいろ検討されるのかなと思うんですけれども。次の質問でも関連する前に一つだけちょっとお聞きしておきますけれども、同僚議員が、課長、管理職の女性割合について質問先ほどありましたけれども、女性職員の割合がそもそも少ないというような、そういったこともあって、非常に難しいところがあるだろうなというふうに推測するんですけれども、この行動計画、策定するに当たって、まず女性職員の採用割合、採用試験受験者の女性割合、職員の女性割合、継続勤務年数の男女差、このようなものが例として挙げられて、これを採用して、項目を挙げてもいいですよということになってると思うんですけれども、中でも女性職員の採用割合と、継続勤務年数の男女差、こういったものを出すことによって、やはり総合的に女性職員の割合を増やす、あるいは、休暇を増やすみたいなことの努力の過程が見えていくと思うんですけれども、こういったことは検討されているのかどうか。お伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 男性女性それぞれの受験者数につきましては、こちらの方で誘導することは出来ませんのでその年度、年度で違ってくると思うんですけども、例えばその採用でございまして、現在20代の職員につきましては、男性が14名、それから女性が27名ということで女性の方が、比率にしますと、34対66ということで、非常に女性の割合が多くなってきております。30代以上になりますと男性職員が多いんですけども20代につきましては、そういったことで女性職員の方が割合的に多くなっておりますのでそういった視点を十分に取入れた採用もしていきたいというふうに思っています。ただ採用につきましては、先ほどの答弁もいたしましたとおり、能力、そういったものを中心にしまして、採用そして、人事評価、そして昇給、昇格というふうに当たっていききたいというふうに思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） わかりました。女性職員の最近の入社じゃなくて、新しく採用されてる方、多くなっているというのは、時代も変わって、働きやすいというふうに女性にとっても、認識されてきているのかなというふうにも思いますけれども、事業主計画では、やはりそういう先ほど言った、男女の割合とか、継続勤務年数とか、そういうことを出すことによって、やはり努力してる過程というのが分かるように、町民の皆様にも理解していただける要素となると思いますので、ぜひ、総合的にですね、いろんな検討をして、新しい計画つくっていただきたいというふうに思います。その中でですね一つ、前計画で、どうしようかな。

次の質問に移ります。すみません。同計画の中で、子育て中の職員の諸支援として、男性職員の育児休業取得を目指すことを目標としています。育児中の女性の就労促進のために、男女ともに時短勤務ができる制度と職場環境づくりを目標として、次期計画に反映させることは出来ないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、育児中の女性の就労促進と男女ともに時短勤務ができる制度と職場環境づくりを目標として、次期計画に反映させることは出来ないかっていうご質問についてお答えをさせていただきます。計画中にあります、男性職員の育児休業取得につきましては、残念ながら現在まで、取得者はいない状況でございまして。また、育児短時間勤務を行っている職員もいないのが現状でございまして。ただ、現在男性職員の中に、部分休業を取得をしまして、子どもの養育を行いながら勤務している者がございまして。こうしたことから、男性職員については、部分休業のように比較的取得しやすい休暇制度の周知や取得促進を一つのステップとして多くの職員に広めながら、育児短時間勤務や育児休業の取得へつなげてきたいと考えております。また、女性職員についても育児休業取得後の子育てと育児の両立の手段として、育児短時間勤務や部分休業の取得を促進してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 男性職員で育児休業、時短勤務をしている方はないけれども、部分休業、とおっしゃいました。この部分休業っていうのは、有給休暇で、例えば午前中もしくは午後半日休暇がとれるという半日単位のものでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） この部分休業につきましては、職員が小学校就学に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の一部、これは2時間を超えない範囲内という決まっておりますけれども、勤務しないことができるという制度でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 改正育児介護休業法でご承知だと思いますけれども育児休業、男性を含めた延長ですとか短時間勤務ですとか子どもの看護休暇っていうものが改正されて、定められてますけれども、この法に従って、勤務規定っていうものも改正されて、先ほど2時間程度を超えない範囲でとれるようになってるっていうことでしたけど、この改正育児介護休業法にのっとって、そういった義務規定が変更されてつくられてるっていう理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 内子町職員のそういった勤務状況、勤務環境、条件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、これに基づきまして町のほうで条例を制定いたしまして定めているところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 私のさっきの言った改正育児介護休業法は、公務員は当てはまらない、別の地方公務員の法律になっているということなのかなとも思いますけどまた、別の場でちょっと私も勉強したいと思いますが、男性社員の育児休業がないということですけども難しいということも聞いてますし、全国でも、3割ぐらい男性社員の男性職員、目標みたいなことも聞きますけれども、やはりこれは、職場の環境、特に上司トップの意識が変わらなければ、取ることが出来ないはずだと思いますよ。私、10年前まで一般企業に首都圏で働いてましたけれども、当時子どもが生まれて、育児休業を取得しました。そして、この時短勤務というのものも取得しましたけれども、相当やっぱり勇気が要るんですね。男性職員にとってこの休業、育児休業の申出をするというのは、みんなに迷惑かかるとかですね。でもそれでも取れたというのは、やっぱりその先輩の男性の職員が前にそういう育児休業をとって、頑張って、また戻ってやってる人がいると。異動になって違う部署で頑張る人もいますよ。だから、やっぱりそれはトップ、制度として、やはり育児休業を取得するように強く促すようなことがないと難しいと思うんですけれ

ども、町長いかがでしょうか。男性の育児休業をしっかりと5年間ゼロということなんですけども、これは町長からも、取るようにというふうな、そういった促しみたいなことは出来ませんかでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 子育て、これは当然夫婦で行うものでございますので、そういうことを促進していく、そういうことには取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 町長からも、前向きにこれから取り組んでいくということでぜひ、検討を前向きに考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。(3)として、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという政府の目標は、地方分野でも、達成まで程遠い状況で未達となりました。内閣府ウェブサイトの市町村女性参画状況見える化マップでは、市町村ごとに公務員の管理職に占める女性の割合を公表しており、2019年度内子町では28人中1人、3.6%と最低水準となっています。この1人の該当者の担当部署と役職名を教えてください。管理職に占める女性割合を少なくとも10%とする目標を持つお考えはありませんでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 関根議員、ご指摘の内閣府ウェブサイト市町村、女性参画状況見える化マップにあります2019年、令和元年度になりますが、こちらの公務員の管理職に占める女性の割合に示されている内子町28名中1名、3.6%とある1名と申しますのは、当時の町並・地域振興課の主幹兼所長でございます。ただ、本マップは、行政職給料表1の6級、5級の適用を受ける、課長級、いわゆる課長、主幹の職員を対象とした周知でございます。内子町における管理職は課長補佐以上、同給料表4級以上の職員を指しております。課長補佐以上で言いますと、内子町の行政職給料表1の適用を受ける職員のうち、その人数、割合は令和元年度につきましては、10名で、58名中17.24%となっております。さらに本年度、2020年度は11名で、57名中、19.3%、こちらは先ほど下野議員さんのご質問の中で答弁をさせていただいたと同様でございます。見える化マップのように課長級職員に限定いたしましても2020年度今年度においては、30名中3名、10%となっておりますので、議員がご提案をいたしました。また10%という目標を持つ考えはということにつきましては、今年度は達成をしているというような状況でございます。さらに、やっぱりこれ以上の数値の上積みを目指したいという気持ちがございます。やっぱり最低でもやっぱり10%の維持を保ちつつ、今後、女性職員の比率も、今後上がってまいりますので、その中で、適正、適材の任用、配置を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 管理職の定義なんですけれども、ご答弁ありましたように、5級、6級の職員等級の人を対象にしているということで、主幹と課長級ですか、いうことになってるんですけども、そういうことそういう定義でいうと今年度は30名中3名で10%達成したと。この定義なんですけれども、これ他の自治体も、同じ定義になっていないようなんですけども、どうも、例えば砥部町は内子町よりも人口が多いにも関わらず、役所も大きいのかなと思うんですけど、その16名とかっていうふうになっていてですね。本当に狭く、本当課長だけにしているところもあるんじゃないかなというふうに推測したりするんですけども、級別の考え方で主幹であったり専門員であったり、そういうことで給料体系を分けたりそういう役職をつけるということはもちろん理解できるんですけども、そもそも、政府、国際関係の中で求められている指導的立場ないし、組織の中の意思決定できるそういった、役割に女性を30%なり、そういう割合に、増やす目標を持つというのが、そもそも大きな目標として、あることからすると、目標として定めるその定義、5級、6級ではなくて、やはり組織長の意思決定に関わる、例えば今この議場におられる方課長人数ぐらいであるとか、課長会議みたいなものも、行われているんですけども、そういう参加メンバーの定義に狭めるというのが私は妥当ではないかというふうに思いますけれどもその点、お考えを聞かせください。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 当町の課長級の位置づけですね、これは、給料表に当てはめると、5級、それから6級、いずれも課長職が含まれておりますので、5級課長もいらっしゃれば6級課長もいらっしゃいます。なので、関根議員さんの先ほどの質問を総括しますと、やはり、意思の決定をできる、管理職といえは5級、6級になるのではないかなというふうに思っております。6級だけに限定してしまうと5級の課長の部分が漏れてしまいますので、やはり、当町においては5級、6級かなというふうには考えているところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） その辺の考え方も、自治体によっても、ちょっと様々あるようですので、ぜひ、さらに研究をしていただけたらというふうに思いますけれども、最初の計画ですね。雇用主事業主行動計画この中の目標は、係長級を25%にするっていう目標を掲げてるんですけども、これ係長というのは地方公務員だとある一定年齢に達して勤務年数が一定に達すると、特に問題がない限り、係長までは、達成するというようなことも言われてるんですけども、内子町でも同じではないのでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） いわゆる職で言いますと、主任ですね、主査までということはこれは、

まず等級の場合3級の中に主査と係長を位置づけております。3級主査までは、経験等で、ほぼ、もう何も問題もなく、勤務をいただければ、同様に昇格昇進をしていく制度に今はなっております。ただ、係長ということになりますと、やっぱりそれは役付になりますので、これは順番に上がっていくものではなくって、やっぱりその人材、勤務成績も考慮しながら、登用しているというような状況でございますので、必ずしも皆が同一に係長に昇進できるわけではないということはお理解いただきたいと思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 今の説明は理解しましたけれども次の事業主行動計画を立てるときにはですね、やっぱり管理職、30人というのを5級、6級ということも出していますし、係長級25%ではなく、もう少し具体的な管理職としての女性が指導的地位、組織の意思決定に関わる、そういったもの、狭い範囲のものにしていただくのが町民も、そういったものを理解しやすいのではないかと思います。

次の質問移ります。定住する若者、とりわけ若い女性を増やすことを、人口減少対策の柱とし、そのためにジェンダーギャップの解消を市の総合戦略の基本方針に据えた兵庫県豊岡市の取組が注目されます。市では、10代で転出超過した若者が、その後、どれだけ市に転入して戻ったかで示される、男女別の若者回復率という指標を独自で調査し、とりわけ女性が男性に比べて2倍近く戻っていないというデータによる危機意識から、先の独自目標を持つに至りました。内子町でも、人口減少対策を検討する材料として、若者回復率を調査出来ませんでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 若者回復率を調査できないかのご質問にお答えします。兵庫県豊岡市は若者回復率を独自に調査した結果を考慮して、市の総合戦略の基本方針にジェンダーギャップの解消を掲げたとのことでございますけれども、内子町では、住民と職員で構成しました総合計画後期計画策定メンバーが中心となりまして、前期計画を振り返りながらワークショップの実施や、キーパーソンのヒアリング、先進地視察、町民アンケートの結果などを考慮して、令和2年3月に第2期内子町総合計画後期計画を策定したところでございます。そのため、現時点ですぐに若者回復率を調査することは考えておりません。しかしながら、今後、計画の検証を行う段階におきましては、若者回復率を一つの指標として用い、総合計画に基づく事業の成果と課題を明らかにする中で、人口減少対策など町の施策に生かしていくことを検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 人口減少対策、町の課題としてその総合計画にしっかりと以前からヒアリングやアンケートも含めて取り組んでいるというところは理解をしております。また町長も、

人口減少対策を大きな2本柱のうちの一つと、しっかり位置づけてやるということも、非常に心強く思っておりますし、この対策を町民全体でこう考えて、実行に移していかなければいけないというところであるとそこは理解しています。一方で、先ほどのですねジェンダーギャップの解消というのは、人口減少対策の中で、これは大きな抜け落ちた観点じゃないかっていうことが、結構、地方自治体の中でもそういうような声が聞かれてるといようなことが、インターネットの上で、いろんな記事なんかを見ていると、そういうような新しい視点としてこういうことも考える必要があるんじゃないかということが言われています。先ほど同僚議員も、人口減少対策、成功している自治体の例も研究してほしいということがありました。ぜひですね、まだこのジェンダーギャップの解消がどう人口減少に寄与していくのかというのは、見えるのは大分先にはありませんけれども、やはり総合的にですね、ジェンダーギャップの解消人口減少対策だけではなくて、やはりこれはもう必要なことだという認識は、先ほど、副町長の答弁でも、あらゆる分野で解消していくことが解決することが必要だっておっしゃいましたけど、ぜひ、女性が働きやすい、そういった、女性が暮らしやすい、そういう視点をこれから総合計画の中で、検証していく中でそういう視点も忘れずに見ていただければありがたいと思います。

一つだけちょっと飛ばしておきますと、2014年に日本創生会議が発表した消滅可能性都市っていうのがありましたけど、これ定義は、2040年時点で、20から39歳の女性人口が半減すると予測される自治体って定義しているそうなんです。いわゆるその子どもを産むことが多いとされるこの若い世代の女性この女性が、どれだけ減るか減らないかというところで、人口減少が、やはりこう決まってくる。そういう観点からいうと、やはり先ほど言いましたけど女性に、暮らしやすいまち、そういったことを、しっかりと位置づけていく必要があるというふうに思います。

次の質問最後の質問に移りますけども、まちの持続的な発展のためには、生き生きと暮らす若い世代を増やしていくことが大切であり、そのために若者の多様なライフスタイル働き方を支援することや、男性側の意識改革を含め、ジェンダー平等の視点を町の施策に反映していくことが必要と考えます。これまでのジェンダーの全ての質問、総合しまして、最後に町長からジェンダーギャップの解消について、どういったご所見を持って、今後町政に当たられるか、ご答弁いただきたいと思います。お願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問にお答えいたします。議員のご指摘のとおり、若い世代の方たちが、多様な価値観の中で様々なライフスタイル・働き方を実現し、いきいきと暮らすことは、町に活力や潤いをもたらす、持続的な発展につながると考えております。現在、町では人口減少対策の一環として、移住政策を進めているところでございます。中でも、地域おこし協力隊やそのOBが中心となりまして、町内それぞれの活動拠点において、シェアオフィス、シェアハウス、コミュニティカフェなどの取組を行い、その人や活動、また地域の魅力に惹かれ、若者が内子町に訪れ移住するようになりました。こうした、移住・定住につながる若者の活動を町としても色々な面から応援し、町内あちらこちらで、若者が自己実現を通して交流人口や関係人口

の増加、また内子町への移住者の増加につながればと思っております。また、内子町では、すべての人の人権が尊重され、差別のない明るく心豊かなまちを実現することを目的に、人権尊重のまちづくり条例を定め、その中には、当然ジェンダー平等の視点も含まれており、研修会や講演会などを通して、男性の意識改革にもつなげているところでございます。ジェンダー平等の視点は、国際連合が定めるSDGsの1つの目標でございますが、内子町総合計画後期計画では、各課の事務事業を「私たちの課の仕事」として、個別事業ごとに掲載をしており、すべての事業についてジェンダー平等を含めたSDGsの目標と関連付けております。こうした各課の事業を通してジェンダー平等の視点を町の施策に反映しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） しっかりとした、丁寧に答えていただきましてありがとうございました。若者がですねこの内子町に残りたい。暮らしたいというふうに思っていけるように、ぜひ、今おっしゃったようなジェンダー平等の視点を取り入れた施策を継続してやっていただきたいと思えます。豊岡市では、アドバイザーというのを首都圏の方から呼んでアドバイザーを設置してそのための予算をつけて、戦略会議みたいなことをやっている計画を持っているようです。様々なやり方ありますけれども、外部人材を取り入れるというのも一つの方法であろうと思えますので、ぜひ戦略的な思考でしっかりと人口減少対策に取り組んでいただくことを期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（森永和夫君） 以上で一般質問を終わります。

---

○議長（森永和夫君） 本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日はこれをもって散会致します。

午後3時01分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

令和3年 3月第116回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和3年 3月4日（木）  
 ○開会年月日 令和3年 3月5日（金）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君  | 2番 関根律之君  |
| 3番 向井一富君  | 4番 久保美博君  |
| 5番 森永和夫君  | 6番 菊地幸雄君  |
| 7番 泉浩壽君   | 8番 大木雄君   |
| 9番 山本徹君   | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君   |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君  |
| 15番 中田厚寛君 |           |

- 欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| 町長 小野植正久君               | 副町長 山岡敦君       |
| 総務課長 黒澤賢治君              | 住民課長 二宮善徳君     |
| 税務課長 吉川博徳君              | 保健福祉課長 久保宮賢次君  |
| 新型コロナウイルス感染症対策室長 曾根岡伸也君 | こども支援課長 前野良二君  |
| 会計管理者 田中哲君              | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課課長 林慎一郎君        | 農林振興課長 山中保正君   |
| 小田支所長 畑野亮一君             | 環境政策室長 中嶋優治君   |
| 政策調整班長 上山淳一君            | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君            | 商工観光班長 大竹浩一君   |
| 教育長 山岡晋君                | 学校教育課長 泉邦彦君    |
| 自治・学習課長 大久保裕記君          |                |
| 代表監査委員 赤穂英一君            | 農業委員会会長 堀本健二君  |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第4号）

令和3年 3月5日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について  
(第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る  
工事請負変更)
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について  
(第53号 平成30年災 16-113 五百木農道災害復旧工事に係る  
工事請負変更)
- 日程第 5 発議第 1号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意  
見書
- 日程第 6 議案第 6号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 7 議案第 7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 8 議案第 8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定  
居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 第137号 平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負  
契約について
- 日程第13 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第14 議案第14号 令和2年度内子町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第15 議案第15号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に  
ついて
- 日程第16 議案第16号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1  
号)について
- 日程第17 議案第17号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につい  
て
- 日程第18 議案第18号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)  
について
- 日程第19 議案第19号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算(第1号)  
について
- 日程第20 議案第20号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

- 日程第25 議案第25号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について  
日程第26 議案第26号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について  
日程第27 議案第27号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について  
日程第28 議案第28号 令和3年度内子町水道事業会計予算について  
日程第29 議案第29号 令和3年度内子町下水道事業会計予算について
- 

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今から本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番向井 一富議員、4番久保 美博議員を指名します。

---

### 日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第4号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

### 日程第 3 発議第3号 報告第1号 専決処分の報告について（第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負変更）

○議長（森永和夫君） 「日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負変更）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である第45号内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負変更について報告するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） それでは、報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1の2ページ3ページです。それから、議案説明資料7は1ページでございます。

それでは、議案書の2ページでございますが、専決第2号、議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。なお、提案理由は追加工事による設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。

次の3ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負変更でございます。契約金額でございますが、元契約額1億626万円でしたが、今回99万2,000円を増額いたしまして、請負額が1億725万2,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。

内容につきましては、議案説明資料7の1ページでご説明いたします。左側トレーニングセンター棟の平面図赤い線で囲んだ箇所の一部を拡大した図が右側赤い線で囲んだ図になります。天井面の補強ブレース撤去・新設工事にあたり、設計時には、天井仕上げがアクリルリシン吹付塗装だと把握しておりましたが、実際の施工にあたり、塗装下地にウレタン吹付が使用されていることが判明しました。ウレタン吹付は可燃性であり、溶接時の火花でも火災につながる可能性が高いため、古いウレタン吹付を部分的に撤去した後、補強ブレース施工後に再度ウレタン吹付復旧工事120カ所を施工いたしました。また、右側下の青い線で表示しているのはトレーニングセンター棟の空調に関連した機械室の拡大平面図になります。既存の機械室への入り口は狭小で、今後予想される機器更新時の搬入出、及び、保守点検時の作業に支障をきたすことが予想され、機械室を一部拡張し、間仕切り壁及び木製建具扉を新設するものです。この2点の変更により、99万2,000円の増額になりました。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） ちょっと十二分に分からなかったんですが、今の報告では、ウレタン吹きつけについては可燃性が強いので、それを撤去して新しくまた、ウレタン吹きつけをやって、対応したと言っても、機械室の部分は問題ないと思うんですが、可燃性が高いものをまた同様に吹き付けしても、大丈夫なのかどうか。私が聞いたのが聞き方が悪かったのか。ウレタン製は、可燃性が高い。それを1回撤去して、新たにまたウレタン製のものを吹き付けして、工事に対応した。そのために増額補正をやったというふうに聞きとったんですけど。ウレタン製が可燃性が高くてまたウレタン製でやれば、可燃性が高いんじゃないかというような感じをするんですけど。その辺のちょっと説明を。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） ウレタン吹き付けは天井材と、リシン吹き付けの間に、湿気予防というか、防水というか、水滴とか結露が天井裏につきますので、それを防ぐために施工されておったものです。それで、今回はこの図面で言いますと、右側で、四隅に赤い斜線が入っておると思うんですけども、その部分だけを最初に撤去して、補強ブレースを施工する際に、どうしても溶接をしなければなりません。その際に引火しないように、先にとってですね、その後また結露防止として、また、ウレタン吹き付けを施工したということでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 直接、この変更契約に関する質疑ではないんですけど、関連なんですけど、私わからないんですが、ここのトレーニングセンターとか体育館とかの電球の玉の交換の時には足場を組んでないとなかなか交換が出来ないというか、昔はそういうのがあって、最近ではがらりとやると、電気の球がざっとおりてきて、交換がすぐできるというふうになってると思うんですけども、ここは今回のこの補強工事に合わせてもそういう形になったのか、元々そういう電気の球交換が簡易的に出来てるのか、関連の質問になるんですけどもし分かるようでしたら、答弁いただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 失礼します。この電気の取替えでございますけれども、一番最もいいのは電球が降りてきて、交換するのが一番いいんですけども、元々がそういう施工になっておりませんでした。今回、電気をLEDにすることによりまして、LEDは耐久時間がかなり相当もちますので、降ろさなくても、10年ぐらいはもつということで、施工は降りてくるような施工はいたしておりません。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今回の工事の変更の専決を2月の19日に町長がされて、変更をしていくという提案なんですけど、改修までもトレーニング室についてはかなり、町民の利用が1週間ほとんど、毎日のように定期的な利用が入ったんですが、工期直前に専決をされて変更をして、工期あたりの変更はないのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 専決処分の日と工期の関係でございますけれども、基本的に工事変更する場合は指示書というのがございます。指示書で指示をして、こういう変更をするということで建設工事の場合はやっております。というのは、全部、最終的に変更するまでに、議会にかける暇がないといえますか、工事を止めるわけにもいきませんから、基本的には指示書でやっていただいて、最終的に変更するという、流れになっております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今の説明であればもう工事は進んでおるので、工期の変更はない。当初の工期で改修工事が完了するという捉え方をしとったんでよろしいでしょうか。確認をします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） その通りでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

---

**日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（第 5 3 号 平成 3 0 年災  
1 6 - 1 1 3 五百木農道災害復旧工事に係る工事請負変更）**

○議長（森永和夫君） 「日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（第 5 3 号 平成 3 0 年災 1 6 - 1 1 3 五百木農道災害復旧工事に係る工事請負変更）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第 2 号につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第 5 3 号、平成 3 0 年災 1 6 - 1 1 3 五百木農道災害復旧工事に係る工事請負変更について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 報告第 2 号専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書 4 ページ、専決第 3 号議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。

次の 5 ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第 5 3 号、平成 3 0 年災 1 6 - 1 1 3 五百木農道災害復旧工事に係る工事請負変更でございます。契約金額でございますが、元契約額 6, 6 4 4 万円でしたが、今回 4 7 6 万円を増額いたしまして、請負額が 7, 1 2 0 万円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。理由といたしまして、追加工事による設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。内容につきましては、議案説明資料の 2 ページでご説明いたします。資料右側に標準断面図を記載しております。赤色の表示をしている箇所が今回、追加工事を予定しているところでございます。理由といたしましては、工事概要の下に記載しておりますが、法面の土

質が脆弱でありまして、仮設のモルタル吹付では、法面の安定が確保できないことから、鉄筋挿入工を追加施工致しまして、法面の安定を図った上でグラウンドアンカー工を施工するものでございます。このことによりまして、476万円の増額となったものでございます。以上、専決処分  
の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

---

### 日程第 5 発議第 1号 「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を 求める意見書」について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 発議第1号 「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書」について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木産業建設厚生常任委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書についてご説明いたします。

議案書1の6ページをお開きください。発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。令和3年3月4日提出。提出者、内子町議会、産業建設厚生常任委員会、委員長、大木 雄。提出の理由。地方たばこ税を、「分煙社会の実現」「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に分煙環境整備に活用できる制度の整備を求め、政府に対し意見書を提出するものである。

7ページをお開きください。意見書を朗読いたします。

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書。

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては年間約1兆円規模の貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしている。当町においては、地方たばこ税収入は、年間約8,360万円に上り、葉たばこの耕作状況は、令和2年産の実績で、農家数20戸、面積23ha、販売額約9,330万円となっている。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、昨年4月の改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策の強化など喫煙規制強化の動きの拡大や、たばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けている。また、飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の負担が生じている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であることから、分煙環境を整備・推進

することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ、今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれるものである。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店、宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが望まれている。

よって、国においては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月5日。愛媛県内子町議会。

この意見書の提出に当たっての経緯は、去る2月18日の全員協議会において、ご説明いたしましたとおりであります。補足としていたしましては、令和元年度における県内のたばこ生産農家数は、46戸。生産面積は53ha。生産額は約2億円となっていることを申し添え、趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（森永和夫君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

大木委員長、席にお戻り下さい。

これより、「発議第1号 「地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書」について」の採決をおこないます。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第6号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第6号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 議案第6号、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員が育児休業を取得できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

[黒澤賢治総務課長登壇]

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第6号、「内子町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。本案は、会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員が育児休業を取得できるよう、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の9ページ、10ページには、改正条例案を掲載いたしております。また、「資料7の議案説明資料」は3から5ページに新旧対照表を掲載いたしております。内容の説明は、議案説明資料の新旧対照表にて行います。まず、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、同法律を本条例に適用させるため、第1条を「この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。」に改めます。次に、育児休業をすることができない職員を法に照らし整理し、第2条第1号を「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、第3号を、「内子町職員の定年等に関する条例（平成17年内子町条例第27号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員」に改め、第5号から第8号までを削除いたします。次に、第9条につきましては、愛媛県市町村職員退職手当組合退職手当条例に規定されていることから、本条例では削除いたします。次に、育児短時間勤務をすることができない職員を整理し、第10条第1号を「（1）育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、第2号を「（2）内子町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員」改め、第3号から、次のページをお開きいただきたいんですけど、第3号から第6号までを削り、同条を第9条と致します。次に、第11条第1号中「育児短時間勤務」の次に、法的根拠を記載するため「（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「第14条第1号」を「第13条第1号」に改め、同条第5号中「第14条第2号」を「第13条第2号」に改め、同条を第10条と致します。次に、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り上げます。次に、第17条については、愛媛県市町村総合事務組合退職手当条例に規定されていることから削除し、次のページをお開きください。

第18条を第16条とし、第19条を第17条と致します。次に、第20条第2項中「受けている職員（）」を「受けて勤務しない職員（）」に改め、同条第3項中「保育の時間」を「保育のための休暇の許可を受けている場合」に、また、「のための休暇の許可を受けている場合」を「の許可を受けて勤務しない場合」に改め、同条を第18条とし、「第21条」を「第19条」と致します。そして、第22条中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第20条とし、「第23条」を「第21条」といたします。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第6号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 7 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第7号、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部改正等に伴い、関係条文の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第7号「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。本案は、「内子町職員の育児休業等に関する条例の一部改正等に伴い、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の12ページから14ページには、改正条例案を掲載いたしております。また、議案説明資料は6ページから14ページに新旧対照表を掲載いたしております。内容の説明につきましては、議案説明資料の新旧対照表にて行います。まず、第2条の定義につきまして、県が示します準則に従い削除するものでございます。県の準則にはこの条が存在しないため、今後の本条例及び関係条例の条ずれを防止する観点も含めましての削除でございます。次に、第3条第3項中「地方公務員法」の次に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法」を加えます。これも県の準則により改正するものでございます。再任用職員のうち、短時間勤務の職に採用された者であることを明記するものでございます。また「再任用短時間勤務もの」を「再任用短時間勤務職員」に改正し、同条を第2条とします。次に、第4条を第3条とし、第5条を第4条と致します。第6条中、「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条と致します。次に、第9条第1項中「第3条から第6条までの」を「第2条から第5条までの」に改め、同条を第8条と致します。

次に7ページでございます。次に、第9条の2第1項中、「同条第2項及び第9条の3第1項から第3項まで」を「この項及び次条第1項から第3項まで」に改め、同条第2項前段中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項後段中、「次に掲げる職員」を、「次に掲げる職員」に改め、「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第8条の2とします。次に、第9条の3第2項及び第3項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第4項前段中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第8条の3と致します。

次に8ページになります。また、第9条の4第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の」を「第3条第2項、第4条又は第5条の2」に改め、また「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第8条の4と致します。次に、第10条中「第4条第1項又は第5条」を「第3条第1項又は第4条」に改め、同条を第9条と致します。また、第11条第1項中「第9条の4第1項」を「第8条の4第1項」に改め、同条を第10条と致します。そして、第12条を第11条とし、第13条を第12条と致します。

次に9ページになります。第14条中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第13条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げ、第18条の2を第17条の2と致します。次に、第19条中「第17条第1項第1号及び第2号」を「第16条第1項第1号及び第2号」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条と致します。そして、別表中「第17条関係」を「第16条関係」に改めます。

次の10ページをお開きください。次に、本条例の改正に伴いまして発生いたします、関係条例の条ずれ等の改正を、本条例の附則において行うものでございます。初めに、「内子町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」でございます。第2条の3第2号中「第20条」を「第19条」に、「第17条第1項第1号又は第2号」を「第16条第1項第1号又は第2号」に改めます。次に、第12条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に、また「第6条」を「第5条」に改めます。また、第20条第2項中「第17条第2項」を「第16条第2項」に、「第18条の2第2項」を「第17条の2第1項」に。

次に11ページをお願いします。同条第3項中「勤務時間等条例第20条」を「勤務時間条例第19条」に改めます。

次の12ページをお開きください。次に「内子町職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。第4条の2中「第3条第2項」を「第2条第2項」に改めます。次に、第6条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第3条第1項、第4条及び第5条」に改めます。また、第12条第3項中「第6条」を「第5条」に、「第4条第2項又は第5条」を「第3条第2項又は第4条」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第3条第1項、第4条及び第5条」に改めます。

次に13ページをお開きください。同条第5項中「第9条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改めます。また、第13条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、そして「第10条」を「第9条」に改めます。そして、第19条第1項中「第21条第5項」を「第22条第5項」に改めます。

次に14ページをお開きください。次に「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」でございます。第7条中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第3条第

1項、第4条及び第5条」に改めます。次に、第17条第2項及び第5項中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改めます。以上、第7号議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第7号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第 8 議案第 8 号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第8 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第8号、内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、住民課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） それでは、議案第8号、内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正条例案は、議案書ナンバー1の15、16ページに。議案説明資料では、ナンバー7の15ページには新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてご覧くださいようお願いいたします。説明につきましては議案説明資料にて行います。この改正は新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、労務に服することが出来ない、国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する規定を設けておりますが、令和3年2月3日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症の規定が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中に位置づけられたことにより、附則第1条の2が削除されました。内子町国民健康保険条例附則第1項において傷病手当の対象を新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2として定めていることから、法令の改正に伴い、条例の改正を行うものです。条文の改正は、附則第5条の一部を

改めることとします。

新旧対照表の旧条文をご覧ください。旧条文で新型インフルエンザ等、対策特別措置法附則第1条の2に規定するとあるものを、削除前の附則第1条の2の内容である「(新型コロナウイルス感染症、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改めることとなります。以上、議案第8号、内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(森永和夫君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(森永和夫君) ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第8号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(森永和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第 9 議案第 9号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(森永和夫君) 「日程第9 議案第9号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(森永和夫君) 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長(小野植正久君) 議案第9号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第8期介護保険事業計画策定に伴い、改正するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 議長。

○議長(森永和夫君) 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長(久保宮賢次君) それでは、議案第9号「内子町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の17ページをご覧ください。提案の理由でございますが、第8期介護保険事業計画策定に伴い、本条例の介護保険料に関する規定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、改正を行うものです。この件に関しましては、内子町総合福祉計画策定委員会において審議を重ねていただき、ご決定いただいたものでございます。介護サービスを提供する事業所に支払われる介護報酬につきましては、令和3年度より0.7%のプラス改定が決定しており、今

後も高齢化率は上昇していくと推測されること、施設系サービスの定員の増加等により、介護サービスの給付費は増加する見込みであることから、第8期計画期間の令和3年から5年度の介護保険料の基準額、年額を7万5,000円から8万1,600円に改定するものでございます。

議案説明資料16ページをご覧くださいと思います。第6条、保険料率の設定年度を令和3年度から令和5年度とし、各年度の保険料を第1号で基準額に調整率0.5を乗じた額、4万800円とし、第2号から段階的に調整率をあげ、第9号では調整率1.7、13万8,700円とするものです。第2項から第4項においては、低所得者に対する保険料軽減措置により軽減される保険料について、保険料率の改定にともない軽減措置後の保険料率を改定するものです。第2項で第1号の保険料率を2万4,400円、第3項で第2号の保険料率を4万800円、第4項で第3号の保険料率を5万7,100円とするものです。また、附則第13条において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免措置の規定を設けておりますが、令和3年2月3日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症の規定が削除され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型コロナウイルス感染症と位置付けられたことから、法令の改正に伴い条例改正を行うものです。新旧対照表の16ページの下から次のページ17ページにわたりますが、旧条文をご覧ください。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」とあるものを「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改めるものでございます。附則第1項において、この条例の施行期日を令和3年4月1日からとします。新型コロナウイルス感染症の定義につきましては、令和2年度の介護保険料の減免規定に係るものになることから、「ただし」としまして、「附則第13条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。」ことと致します。また、附則第2項で、介護保険条例第6条の保険料の規定について、令和3年度分から適用することとし、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとするものです。今回の保険料改定により、町民の皆様には負担増をお願いすることとなりますけれども、内子町の介護保険事業の健全な運営・継続のためであることをご理解いただきますようお願いいたします。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第9号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第10 議案第10号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第10 議案第10号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 議案第10号、内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

[久保宮賢次保健福祉課長登壇]

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、議案第10号「内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の19ページをご覧ください。提案の理由でございますが、令和2年6月5日に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されましたことにより、内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたことから、同条例の一部を改正するものでございます。平成30年度の介護報酬改定の際の基準省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者の要件は「介護支援専門員でなければならない」から「主任介護支援専門員でなければならない」に変更されました。その際、令和3年3月31日までは変更後の要件の適用を猶予する経過措置が設けられておりました。しかしながら、管理者が主任介護支援専門員でない事業所が依然として4割程度ある現状を踏まえ、経過措置期限を令和9年3月31日まで猶予することとされました。これに加え、令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者と出来なくなってしまった事業所について、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることを可能とするための改正でございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の18ページをご覧ください。第5条第2項に、「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合について

は、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができる。」を加えます。附則第2項で定める経過措置の期間を「平成33年3月31日」から「令和9年3月31日」へと延長するものでございます。附則第3号は、令和3年3月31日までに居宅介護支援事業所の指定を受けている事業所で、管理者が主任介護支援専門員でないものについて、現在の管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる規定を定めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 一点、新旧対照表で、削除になっている内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正という部分が、新表では削除になっておりますけど、これは別に定まるのか、それとももう完全に削除という形になったのか。ちょっとなぜ削除されているのかというのがわかりにくいんですが、それをちょっと、答弁を。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） この指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例というのが、平成30年4月から、指定権限がそれまで都道府県にあったものを市町村に移譲され、30年4月1日から新規に策定されたものでございます。その際に、関連する地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例について、それまでの県の条例を適用していたものを町の今回のこの条例を適用するという事で、地域密着型サービスの条例が改正をされました。平成30年4月の時点でもう改正が完了しているということで、今回、この条文を削除したものでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 平成30年度の条例改正のときに、条例が改正されていると。そしたら、その条例を自分で調べれば条例内容も分かるし、なぜ削除になっているのかということも分かるということでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） この平成30年4月1日の条例施行に基づいて地域密着型サービスの条例は改正されております。内容についても改正条文を見ていただければ分かるようになっております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありますか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 直接、この条例の変更に伴う質疑ではないですけど、ちょっと先ほど

のも見ておりまして、私ちょっと疑問に感じたんですけど年度の表示ですね。日付の表示なんですけども、西暦と、令和とか平成の表示がころころと変わるの。これ逆に言えば西暦表示にしたら、何年何年というのが差引きがよくわかりやすいんですけど、これは国の制度の中で、西暦表示は駄目だということになっているんでしょうかね。何か時代が昭和、平成、令和と刻々と変わっていく中、見にくいという感じがするんですけど、これに対して、不適切だ、この場という質問ではないかもしれないけど、分かるようでしたら教えていただきたらと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） これの元となる、国が定める法令上位法が、今の和暦で表示されているということで、それに合わせて、町の条例も和暦で表示をさせてもらっております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） それが国の方針ということで、それに逆らう、逆らうという表現はいけませんけど、それに伴ってということですけど、こういうのも、そういう決まりだとは思いますが、何かわかりにくいんですけど、そういう地方の意見なんかは出てないんでしょうかね。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 根拠についてはもう先ほど保健福祉課長が申し上げたとおりでございます。これについては国が判断されるということなので、我々は国の判断に基づいて粛々と事務を進めるということであろうかというふう存じております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 産業建設の方に行くようですので一つ質問させてください。主任介護支援専門員の確保が困難な場合、この介護支援専門員というのを置くことができるという規定なんですけど、内子町の該当するこの業者で、やはりこの介護支援専門員をこのかわりに置いているという業者があるのか、あるとしたらどのぐらいの業者なのか。教えていただけますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内子町内の指定居宅介護支援事業所は、全部で7事業所ございます。そのうち、経過措置の適用を受ける事業所は3事業所、該当いたします。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） ちょっともうこの違いとかどのぐらい、取得が難しいのかというのもわからないんですけども、介護人材不足ということが一般に言われてますけれども、これは町としては、このままでもほぼ問題ないというふうに考えているのか。やはりこれはとってもらわないと、やはりいろんな面でサービスの面で厳しいというふうに考えておられるのか、その辺ももう少し、詳しく教えていただけますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） これは国の制度で決められたことではございますけれども、管理者を主任介護支援専門員にしたというのが責任を持って介護サービスを提供できるようにということで、主任介護支援専門員の資格を有するものというふうに決められたものでございます。主任介護支援専門員の資格ってというのが経験年数とそれから5年ごとに更新ってということが研修が必要になってまいります。そういったことで、経験年数を一定程度有する者しか主任介護支援専門員の資格を取る権利がないということになりますので、そういったことで、主任介護支援専門員を取得する方が伸び悩んでいるというような現状でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 今の説明はわかりましたけれども、そうすると今、3事業所についても5年経験年数が、達して5年更新になれば、研修を受けるので自然と主任のほうになっていくので、そう問題ではないというふうに考えているということですのでよろしいんでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） この猶予期間が延びたことによってその間に、経験を有する期間が取得できるということで資格を取得できる権利が発生しますのでその間に、主任介護支援専門員の資格を取っていただきたいというふうに考えております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第10号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第10号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩をします。午前11時20分より再開致します。

午前11時10分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

## 日程第11 議案第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議案第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第11号、内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、愛媛県手数料条例の一部改正に伴い、内子町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第11号内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。

議案資料1の21ページでございます。内子町手数料徴収条例の一部改正でございますが、愛媛県手数料条例の一部改正に伴い、内子町手数料徴収条例の一部を改正するものです。県では、使用料・手数料について、自主財源の確保、受益者負担の適正化の観点から、定期的に4年に1回でございますが、見直しを行っております。今回見直しを行った結果、引き上げが必要となり、愛媛県手数料条例の一部を改正することに伴い、内子町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては説明資料の19ページでご説明を致します。内子町手数料徴収条例の別表第2でございますが、別表第2中10ヘクタール以上のものにつきまして89万円を90万円に改めるものでございます。なお、この条例に伴う該当事例は現在のところございません。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第11号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第12 議案第12号 第137号 平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約について**

○議長（森永和夫君） 「日程第12 議案第12号 第137号平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第12号 第137号平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約につきましては、2月25日付けで工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第12号 第137号平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

資料につきましては、23ページでございます。この契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び、内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的につきましては、第137号平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負でございます。契約の方法は、随意契約でございます。この随意契約でございますが、既設の工事と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」を適用したものでございます。契約金額は8,560万6,400円でございます。契約の相手方は、喜多郡内子町中川3945番地、中川建設株式会社、代表取締役、中田富恵でございます。

工事概要についてご説明いたします。説明資料の20ページでございます。林道亀ヶ谷線の災害復旧工事でございますが、臨時議会でお認めを頂いた工事の残りの部分でございますが、総体の工事数量に変更はございません。復旧延長は62mとなっております。工法といたしましては、軽量盛り土工の復旧でございます。主な工事概要は 軽量盛り土材設置1553㎡、壁面材設置262㎡、場所打杭32本、排水工45m、コンクリート路面工500㎡を予定しております。以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今回の契約は、以前からの対応の継続、県の治山事業との関係でこういう期間が長くかかっておる工事であるということ認識しておるんですが、今回結ぼうとする契約の工期が、議会の議決のあった日の翌日から、令和4年2月28日という表示をされておるんですが、町の行政の工期というのは年度単位の契約を今まで結ばれて、その後、やむを得ん事情等々

で、工期延長という形をほとんどの請負契約でとられておるんですが、今回の工期という設定がこういうことにされた理由をお聞かせいただけたらと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議員ご指摘のとおり契約については年度で区切るというのが原則でございます。この資料につきましては、契約から最終工事完了日を想定した資料としております。契約についてはですね、ご指摘のとおり、3月31日付で契約をして、そこから繰越しをして、契約を新たにするという手続はとらせていただきます。ただ資料としては、全体の流れが分かるような感じで、最終工期を記載したものでございます。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） それは、いかがなものかと私思うんですが。やはり表記は議会に出す以上は、年度末の工期であとの事務処理は事務方でやらんといけんですが、議会の承認を得ろうと思ったら、やはり年度末の工期にしておくのが適正な表記の仕方ではなかろうかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 確かに手続上はそういうことでございますが、資料として見ていただくために、最終的にはいつごろ完成するのかなということがわかりやすいような、資料のほうがいいたろうということで、資料を整備したものですからこういう表記になったということでご理解をいただけたらと思います。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 先だって臨時会で減額補正をやられた。その金額が減額が7,843万円だったのが、工事の範囲がほとんど一緒のような感じもするんですけど、今回の契約が、8,560万6,400円。多少、差異が出るわけなんですけど、この違いっていうのは、この工事の中に、当初、変更、県の工事が遅れた県の部分ですよね。緑の部分が遅れたんで、工事が出来なかったから、1回減額して、新たに契約をしかえるという話だったんですけど、この数字の差があるのはどっか工事がどっかちょっとした工事があるのかどうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 確かに臨時会で説明した金額と今回は違いますが、工事数量そのものに変更はございませんが一部、内容に今工事をやっている途中でございますので、内容に変更が出て、数字に現れない部分がございますので、その分の変更をさせていただいております。ですから今回、従前お示した金額よりは差異が出ているということでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番(山崎正史君) 300万ですか、わりと金額が、大きいんですね。ちょっと計算ちょっとはつきり出来ませんが、割と大きい金額になるんですけど、これ果たして適正なのかどうか。

○建設デザイン課長(正岡和猶君) 議長。

○議長(森永和夫君) 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長(正岡和猶君) この数量に出ないかもしれませんが、場所杭打ちというのがございまして、これは土質が違ったら延長も変わるということがございます。本数には変わりないんですけど、そこら辺の土質によって根入れを変えるということがございますので、その部分の変更ということでご理解をいただいたらと思います。

○議長(森永和夫君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(森永和夫君) ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(森永和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(森永和夫君) 「日程第13 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(森永和夫君) 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長(小野植正久君) 議案第13号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を図るために必要な財政上の特別措置を受けて、辺地とその他の地域との間における格差是正を図るための計画を策定することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(森永和夫君) 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長(黒澤賢治君) それでは、議案第13号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」ご説明申し上げます。

資料1 議案書の24ページをお開きください。本案は、本町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。資料

2に計画書を掲載いたしております。本計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定によりまして、公共施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差の是正を図る為の計画でございます。計画期間を令和3年度から令和7年度までの5か年間とし、現在の計画内容を延長し、農道や林道、集会施設などの整備事業を計画致しております。なお、本計画の策定にあたりましては、愛媛県とも協議を重ね、最終確認での承認をいただいております。

計画書の1ページから5ページに辺地ごとの総合整備計画書を記載いたしております。町内5つの辺地におきまして、林道8件、町道2件など合計14件の事業を計画いたしております。議案説明資料の21ページには位置図を掲載いたしておりますので、こちらもお覧いただけたらと思います。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木雄議員

○8番（大木雄君） この計画書の1ページですけど、満穂地区なんですけど、学校施設整備として5,500万予定されているんですけど整備の内容がわかるようでしたら、お教えいただきたいんですけど。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 満穂地区の学校施設につきましては石畳小学校の耐震に関する事業でございます。失礼しました。石畳小学校体育館の耐震化にかかる事業でございます。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木雄議員

○8番（大木雄君） 体育館よりかは実際に子どもたちが学んでおる校舎の方を耐震化する方が先じゃないんでしょうかね。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） ただいまのご質問でございます。まず、この学校施設につきましては、今、総務課長が説明したとおり、体育館の修繕改修ということでございます。次にご質問のありました校舎、石畳小学校の校舎でございますけれども、この今回の計画書は辺地計画でございます。そういったことで、体育館を上げさせていただいております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木雄議員

○8番（大木雄君） 最後になるわけですけども体育館の施設は盛土層の部分に、建築されておるわけですから、建物そのものを耐震化しても、下の地盤が耐震化されてなかったら意味がないと思いますので、そこら辺も少し考慮して、計画を見直していただきたいものだと思います。以上です。

○議長（森永和夫君） 今の件については答弁要らないということですか。

他に質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今、説明があった石畳小学校の体育館については、地域の避難所としての指定をされておるのか確認をさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） ただいまのご質問でございます。体育館につきましては、地震の場合の避難場ということで指定をさせていただいております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第13号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14 議案第14号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）について**

**日程第15 議案第15号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

**日程第16 議案第16号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について**

**日程第17 議案第17号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について**

**日程第18 議案第18号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について**

**日程第19 議案第19号 令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について**

**日程第20 議案第20号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について**

**日程第21 議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について**

○議長（森永和夫君） 「日程第14 議案第14号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」「日程第15 議案第15号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第16 議案第16号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第17 議案第17号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」「日程第18 議案第18号 令和2年度内子町

介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第19 議案第19号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」「日程第20 議案第20号 令和2年度 内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」「日程第21 議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第14号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）について、議案第15号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第16号、令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第17号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第18号、令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第19号、令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について、議案第20号、令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第21号、令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上8件につきまして一括してご説明申し上げます。議案書3、補正予算関係をお手元にご用意ください。

まず、水色の仕切り、議案第14号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）についてご説明致します。1ページをお願いします。令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,203万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を125億6,828万円と定めるものでございます。前年度の3月補正後予算と比較して23億9,438万円、23.5%の増額となっております。

9ページをお願いします。翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表「繰越明許費」に定めております。

11ページをお願いします。第3表として「債務負担行為補正」を定めております。

13ページをお願いします。第4表として「地方債の補正」を定めております。

18ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中右側に補正予算の財源を示しております。その内訳につきましては、国県支出金1,898万1,000円の減額、地方債1,050万円の減額、その他特定財源1億1,848万2,000円の減額、一般財源1億4,406万8,000円の減額となっております。今回の補正は、国の3次補正に伴う増額計上のほか、事業費の決算見込み、財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。それでは、主な補正についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。21ページをお願いします。下段でございます。12款、使用料及び手数料、1項、使用料、7目、教育使用料でございます。3節の歴史文化施設使用料において1,126万5,000円の減額補正をおこなっております。新型コロナウイルス感染症の影響により資料館上我芳邸、歴史民俗資料館、内子座の入館者数が減少したことに伴い減額を行っているものです。

22ページをお願いします。下段でございます。13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金でございます。6節の特別定額給付金事業補助金について実績にともない、1,565万2,000円の減額補正を行っております。

28ページをお願いします。上段でございます。17款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金でございますが、総額2億9,645万1,000円の減額補正を行っております。財政調整基金、公共施設整備基金、「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金繰入金、一般廃棄物処理施設維持管理基金においてそれぞれ減額補正をおこなっております。

30ページをお願いします。下段でございます。20款、町債、1項、町債でございます。1目、総務債において、減収補てん債の発行を予定しております。減収補てん債は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の長期化により減収となるため、地方債の発行を認められるもので、2,147万1,000円を計上しております。その他として、事業費の減、起債事業の調整にともない、町債総額で1,097万1,000円の増額補正を行っております。

続きまして、主な歳出です。34ページをお願い致します。上段でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、9目、企画費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金については、移住者支援事業費補助及び婚活イベント支援補助について実績にともない、237万7,000円の減額補正を行っております。

35ページをお願いします。上段でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、20目、諸費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。交付金につきましては、特別定額給付金の実績に伴い、940万円の減額補正を行っております。

39ページをお願いします。中段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、心身障がい者福祉費の19節、扶助費でございます。自立支援給付費の見込み増、重度心身障がい者医療費の実績見込み減等により、218万円の減額補正を行っております。

42ページをお願い致します。中段でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、負担金につきましては、医師等の体制整備を図ったことで大洲喜多圏域2次救急医療対策負担金、大洲喜多休日夜間急患センター事業負担金の増となり総額として427万4,000円の増額補正を行っております。

43ページをお願い致します。下段でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助金、住環境整備促進補助金の実績に伴い、693万5,000円の減額補正を行っております。

45ページをお願いします。中段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費の14節、工事請負費でございます。文化伝習センター耐震補強改修工事の入札減少等に伴い898万8,000円の減額補正を行っております。同じく45ページの下段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち交付金については、中山間直接支払交付金の確定にともない、606万4,000円の減額補正を行っております。

46ページの中段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、県営中山間地域総合整備事業費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。営農飲雑など県営事業の変更にともない、691万7,000円の減額補正を行っております。

48ページの下段でございます。7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち補助金につきましては、町産品販路開拓支援助成金の実績減少などにより、総額で124万円の減額補正を行っております。

49ページの中段でございます。7款、商工費、1項、商工費、3目、観光施設費の12節、委託料でございます。コロナ禍において減少している国立公園等の観光客の早期回復に向けた受け入れ環境の整備をするため、小田深山溪谷遊歩道整備の測量設計委託として866万8,000円の増額計上しております。

50ページをお願いします。上段でございます。8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路橋梁新設改良費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。県道改良事業に係る追加配分により市町の負担金として706万7,000円の増額補正を行っております。50ページの下段から51ページにかけてでございます。8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。木造住宅耐震改修事業補助金など実績に伴い、852万3,000円の減額、また27節、繰出金においては、下水道事業会計への繰出金として727万5,000円の減額補正を行っております。

52ページをお願いします。上段でございます。9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金として1,127万4,000円の減額補正を行っております。

54ページをお願いします。下段でございます。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費の17節、備品購入費及び55ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費の17節、備品購入費でございます。国の3次補正に伴う事業で感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として、冬季における感染拡大のリスクを最小限にするため学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費として、小学校600万円、中学校320万円 合計920万円を計上しております。

58ページをお願いします。中段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、3目、自治センター費の12節、委託料でございます。和田自治会館及び平野自治会館の設計業務委託の入札減少などにより397万8,000円の減額補正を行っております。

60ページをお願いします。上段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、6目、伝統文化施設総務費の12節、委託料でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりAIR和楽奏伝公演や東西狂言などの実施ができなかったことにより、851万9,000円の減額補正を行っております。

63ページをお願いします。上段でございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、基金費でございます。減災基金積立金1,266万4,000円の増額、エコロジータウン内子ふるさと応援基金積立金601万円の減額補正をそれぞれ行っております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第15号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。1ページをお願いします。令和2年度内子町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の見込み及び療養給付費等の実績に伴い、歳入歳出それぞれ7,996万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億965万5,000円としております。

続きまして、紫色の仕切り、議案第16号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお願いします。令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ426万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,095万8,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第17号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。1ページをお願いします。施設介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増などにより、歳入歳出それぞれ3,610万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,067万9,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第18号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお願いします。要支援1・2の認定者に対するケアプラン等ケアマネジメント事業において委託件数の実績見込み増、職員人件費の減などにより、歳入歳出それぞれ32万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,415万2,000円としております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第19号 令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお願いします。小田分校寄宿舎事業につきましては、令和2年度の入寮者数の確定と実績にともない寮生給食委託等は減少となりますが、令和3年度の入寮者の増加が見込まれることから、受け入れにむけた第3寮内装等の改修をおこなうことにより、歳入歳出それぞれ49万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,159万4,000円としております。

続きまして、浅黄色の仕切り、議案第20号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、水道使用料などの減により914万6,000円の減、支出については、検針委託等の減、減価償却費の減などにより、788万8,000円の減額を見込んでいます。

2ページをお願いします。第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。中央監視施設改良工事の確定にともない企業債及び国庫補助金の減などにより、2,496万8,000円の減、支出については、有価証券購入の減により500万円の減を見込んでいます。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、営業収入において下水道料金収入等96万4,000円の見込み減、営業外収益において維持管理費の減などにより一般会計繰入金等604万7,000円の減により、701万1,000円の減額を見込んでいます。支出については、営業費用において、終末処理場費等の支出見込み減等により701万1,000円の減額を見込んでいます。

以上、簡単ではございますが、議案第14号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）から、議案第21号、令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）までの8件につきましてご説明致しました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第14号」から「議案第21号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第14号」から「議案第21号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（森永和夫君） 午前中の議事はここまでとし、暫時休憩します。午後1時10分から再開致します。

午前12時08分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

**日程第22 議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算について**

**日程第23 議案第23号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について**

**日程第24 議案第24号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について**

**日程第25 議案第25号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について**

**日程第26 議案第26号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について**

**日程第27 議案第27号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について**

**日程第28 議案第28号 令和3年度内子町水道事業会計予算について**

**日程第29 議案第29号 令和3年度内子町下水道事業会計予算について**

○議長（森永和夫君） 「日程第22 議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算について」「日程第23 議案第23号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」「日程第24 議案第24号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」「日程第25 議案第25号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について」「日程第26 議案第26号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」「日程第27 議

案第27号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」「日程第28 議案第28号 令和3年度内子町水道事業会計予算について」「日程第29 議案第29号 令和3年度内子町下水道事業会計予算について」以上8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第22号、令和3年度内子町一般会計予算について、議案第23号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第24号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、議案第25号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について、議案第26号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について、議案第27号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について、議案第28号、令和3年度内子町水道事業会計予算について、議案第29号、令和3年度内子町下水道事業会計予算について、以上8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書4をお手元にご用意ください。議案第22号、令和3年度内子町一般会計予算についてでございます。令和3年度の予算編成につきましては、骨格予算として経常経費の他、新型コロナウイルス感染症対策にかかるワクチン接種に要する経費など必要性が非常に高い事業を中心に編成しております。内子町総合計画に掲げた重点施策ミライ・プランなどの重点施策については、6月の補正予算において計上することとしております。住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めるため、避難場所に指定されている自治会館等の改修・耐震化、消防詰所の新築や消防備品の整備、道路・橋梁の長寿命化、水道事業の健全な運営など、急がなければならない課題に向けての取り組みや、切れ目のない支援による子育てしやすい環境づくり、子ども達の確かな学力と自立する力を育む教育環境の充実など、子育て世代が元気に生活できるまちづくりの実現に向けた取り組みについて積極的に推進していきます。今後の施策展開に対応する弾力的な財政体質を確立するため、事業の検証・評価・見直しの徹底や、選択と集中により健全財政を最優先に考え、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、多くの町民の皆さん方と協働しながら内子らしい町づくりに取り組んでいくための予算と致しました。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、令和3年度内子町一般会計当初予算案は、歳入歳出それぞれ88億500万円と定めております。予算規模は、本年度当初予算と比較して7,400万円の増額、率にして0.8%の増でございます。

第2条では、9ページの第2表、地方債として、辺地対策事業債、臨時財政対策債を設定しております。今年度、歳入予算科目について、4款法人事業税交付金が挿入され、以降1款ずつ繰り下げられています。

12ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、歳出の部の表中右側、一般会計予算の財源を示しています。その内訳につきましては、国県支出金13億2,707万9,000円、地方債1億590万円、その他特定財源7億758万4,000円、一般財源66億6,443万7,000円となっております。

歳入につきましては、15ページ、下段をお願いします。10款、地方交付税でございますが、

43億1,000万円を計上しております。うち、普通交付税につきましては今年度と同額を計上しております。

20ページをお願いいたします。中段でございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金でございます。3節、予防接種対策国庫負担金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金6,418万5,000円を計上しております。

あわせて、21ページの上段でございます。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金でございます。2節、保健衛生費国庫補助金におきまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として4,472万9,000円を計上しております。

続きまして主な歳出でございます。46ページをお願いします。2款、総務費、4項、選挙費でございます。令和3年4月30日任期満了となる町議会議員選挙に2,793万2,000円を計上しております。

50ページをお願いします。下段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の27節、繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計への繰出金として、国民健康保険基盤安定事業、出産育児一時金、職員人件費などを含めた1億7,483万1,000円を計上しております。

53ページをお願いします。下段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、心身障がい者福祉費の19節、扶助費でございます。障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業、自立支援給付費、重度心身障がい者医療費などの扶助費として、4億9,513万4,000円を計上しております。

55ページをお願いします。3款、民生費、1項、社会福祉費、8目、介護保険費の27節、繰出金でございます。介護保険事業特別会計及び介護保険サービス事業特別会計への繰出金として4億2,715万9,000円を計上しております。

56ページをお願いします。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、保育園費に4億5,421万9,000円を計上しております。こぼと保育園と五十崎こども園の管理運営費、内子・くるみ・五城・大瀬保育園運営負担金等について計上しております。

63ページをお願いします。下段でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、予防費に1億6,797万1,000円を計上しております。このうち、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費として委託や郵送料など、1億571万9,000円を計上しております。

66ページをお願いします。下段でございます。4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費でございますが、クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける施設運転管理委託など、総額3億786万6,000円を計上しております。

71ページをお願いします。上段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、令和3年度においても61地域に交付する中山間直接支払交付金として、6,675万1,000円を計上しております。

72ページをお願いします。6款「農林水産業費」1項「農業費」8目「県営中山間地域総合整備事業費」の18節「負担金、補助及び交付金」でございます。満穂地区の「営農飲雑用水施

設整備事業」や門松、大登、230高地の「農業用排水施設整備」に対する負担金として、2,419万1,000円を計上しております。

74ページから75ページをお願いします。6款「農林水産業費」2項「林業費」2目「林業振興費」の18節「負担金、補助及び交付金」でございます。条件不利地や、鳥獣害等を受けた被害森林のような、通常の林業的な取組で対応できない森林の整備を強化するための森林環境保全整備事業補助金、有害鳥獣捕獲奨励金などの補助金として8,141万5,000円を計上しております。

78ページをお願いします。7款「商工費」1項「商工費」1目「商工総務費」の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、令和2年度国の3次補正分として、新型コロナの影響を受けている町内商工業者の振興につなげることを目的とした内子ステイキャンペン事業、内子座サイレント上映イベント事業、プレミアム付き応援チケット事業などを含み、補助金として6,330万5,000円を計上しております。

82ページをお願いします。8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路橋梁維持修繕費の14節、工事請負費でございます。町道の舗装修繕などを含めた町道の道路維持補修工事費として4,000万円を計上しております。また、15節、原材料費には、生コンなど補修材等の原材料支給として1,050万円、18節、負担金、補助及び交付金には、町道除草等に伴う補助金として450万円をそれぞれ計上しております。

88ページをお願いします。上段でございます。9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金、3億3,564万7,000円を計上しています。

89ページをお願いします。9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費でございます。14節、工事請負費には、平岡3部詰所整備工事費として、1,346万4,000円を計上しています。

次に102ページをお願いします。中段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、3目、自治センター費の12節、委託料でございます。和田自治会館新築工事監理業務委託、平野自治会館新築工事監理業務委託などを含み2,065万4,000円を、また、14節、工事請負費には、内子自治センター空調設備改修工事、論田自治会館集会室修繕工事、和田自治会館解体工事、和田自治会館新築工事、平野自治会館新築工事など1億7,628万5,000円を計上しております。

106ページをお願いします。下段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、6目、伝統文化施設総務費の12節、委託料でございます。内子座保存修理事業委託、茂山狂言公演関連委託、東西狂言など3,903万3,000円を計上しております。

続きまして、議案書5をお手元にご用意ください。まず、オレンジ色の仕切り、議案第23号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

1ページをお願いします。国民健康保険事業は、愛媛県が財政運営の責任主体となった一方、町は引き続き、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域のきめ細かい事業を担うこととされています。今年度においては、市町村事務処理標準システムの導入をおこないサービスの拡充を図っていきます。今後、被保険者数は、高齢化と人口減少に伴い減少す

ると見込まれますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。よって、令和3年度の当初予算につきましては、前年度比、217万5,000円の増額予算編成となり、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,587万5,000円と致しております。

続きまして、紫色の仕切り、議案第24号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算でございます。

1ページをお願いします。後期高齢者医療保険事業は75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めています。保険料については2年ごとに見直しが行われ、令和2年度に改定が行われております。一人あたりの給付費、被保険者数の増加などにより保険料率も年々上昇しております。令和3年度の当初予算につきましては、前年度比、465万8,000円の増額予算の編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,134万8,000円と致しております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第25号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算でございます。

1ページをお願いします。令和3年度における介護保険事業は、令和2年度に第8期計画、令和3年度から5年度でございますが、を策定しました。年々増加していく介護給付費を抑制するため、介護給付の適正化を推進していくとともに、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築して参ります。令和3年度の当初予算につきましては、前年度比1,000万円の増額予算編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,900万円と致しております。

続きまして、同じくピンク色の仕切り、議案第26号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算でございます。

1ページをお願いします。介護保険サービス事業につきましては、要支援1・2の認定者に対して介護予防プランの作成にかかる予算として、令和3年度の当初予算につきましては、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,463万円と致しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第27号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算でございます。

1ページをお願いします。令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等事業の経費でございます。令和3年度は、寄宿舎生24名を見込んでいます。寄宿舎が増加することからそれに伴う光熱水費、給食委託などを増額しており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,544万8,000円と致しております。

続きまして、議案書6をお手元にご用意ください。まず、浅黄色の仕切り、議案第28号、令和3年度内子町水道事業会計予算でございます。

1ページをお願いします。令和3年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,685戸、年間給水量159万1,000m<sup>3</sup>。一日平均給水量4,359m<sup>3</sup>を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、平成28年度から事業を実施している石畳地区の水道拡張事業、配水管耐震化工事がございます。

2ページをお願いします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収

益を2億7,873万3,000円、営業外収益を1億6,995万6,000円、事業収益の総額を4億4,869万1,000円と見込んでおります。昨年度と比較しまして、2.3%の減額となっております。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,210万3,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,886万7,000円で、水道事業費用の総額は4億2,307万円を計上しております。支出の総額は、昨年度と比較しまして、1.2%の減額となっております。続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、1億7,741万1,000円を計上しています。支出は、建設改良費として1億1,355万円、企業債償還金として1億5,751万2,000円を計上しています。資本的支出の総額は、2億7,106万2,000円を見込んでおり、対前年度41.0%の減となっております。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第29号、令和3年度内子町下水道事業会計予算でございます。

1ページをお願いします。令和3年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,828戸、年間総排水量53万4,843<sup>m</sup>、一日平均排水量1,465<sup>m</sup>を見込んでおります。

2ページをお願いします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、下水道使用料などからなる営業収益が、8,029万7,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として1億8,823万5,000円。収益的収入の総額は、2億6,854万2,000円を予定しております。支出は、営業費用、営業外費用等をあわせた、2億6,854万2,000円を見込んでおります。

続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、一般会計からの出資金などを含め1億3,589万円。支出は、浄化センターの更新及び耐震化に向けての実施設計業務委託の建設改良費及び地方公共団体金融機構等の償還金など、1億9,389万9,000円を見込んでおります。以上、簡単ではございますが、令和3年度各会計の当初予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第22号」から「議案第29号」までの8議案は、予算決算常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第22号」から「議案第29号」までの8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、会期末3月18日の本会議

でございます。次の本会議は、3月18日、午前10時に開会します。本日は、これをもって散会いたします。

午後1時39分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



令和3年3月第116回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和3年 3月 4日（木）  
 ○開会年月日 令和3年 3月18日（木）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	久保宮賢次君
新型コロナウイルス感染症対策室長	曾根岡伸也君	こども支援課長	前野良二君
会計管理者	田中哲君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課課長	林慎一郎君	農林振興課長	山中保正君
小田支所長	畑野亮一君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	上山淳一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君	商工観光班長	大竹浩一君
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	大久保裕記君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第14号）

令和3年 3月18日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

## 令和3年3月第116回内子町議会定例会

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議案第 6号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第10号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第12号 第137号 平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約について
- 日程第10 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第14号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第12 議案第15号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第16号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第17号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第18号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第19号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第20号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算について
- 日程第20 議案第23号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第24号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第25号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第26号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第27号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について
- 日程第25 議案第28号 令和3年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第29号 令和3年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第28 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第28

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） それでは、只今から本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、菊地 幸雄議員、7番、泉 浩壽議員を指名します。

---

**日程第 2 議事日程通告**

○議長（森永和夫君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第5号のとおりであります。これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

---

**日程第 3 議案第6号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議案第6号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第6号「内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員が育児休業を取得できるよう、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「会計年度任用職員には契約期間などがあり、休暇を取得することにより運用上不利益になることはないのか。」との質問に対し、「育児休暇を取ったことにより、不利益になることはない。」との答弁でありました。採決の結果、議案第6号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第6号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第6号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第7号「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第7号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部改正等に伴い、関係条文の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「改正は条ずれの関係のみで、正規職員について、基本的に変更点はないのか。」との質問に対し、「この条例改正で影響を受けることはない。」との答弁でありました。採決の結果、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第7号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第7号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第8号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第8号「内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第8号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときとはどのように判断するのか。」との質問に対し、「この申請には医者診断書が必要であり、疑義があれば医者に確認をしている。」との答弁でありました。採決の結果、議案第8号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第8号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第8号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第9号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第9号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第9号「内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、第8期介護保険事業計画策定に伴い、改正するものです。委員から、「年金生活者など高齢の町民にとって、介護保険料はどのように受け取られているのか。」との質疑に対し、「生活が厳しい中、保険料が高いというご意見は時々聞くが、介護サービスが増加する中、一定分を保険料で補う制度設計になっており、低所得者については軽減措置もあるのでご理解いただきたい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第9号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第9号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第9号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第10号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第10号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第10号「内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、

配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第10号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が公布されたことに伴い、改正するものです。委員から、「主任介護支援専門員不足が続くのではないか。」との質疑に対し、「猶予期間が延長されたことにより、経験年数を積んで主任介護支援専門員の資格を取ってもらうことになる。」との答弁がありました。採決の結果、議案第10号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第10号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第10号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 8 議案第 11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第8 議案第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第11号「内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第11号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、愛媛県手数料条例の一部改正に伴い、内子町手数料徴収条例の一部を改正するものです。委員から、「町には該当事例が無いのに、手数料を上げる必要があるのか。」との質疑に対し、「県の手数料

の審議会の中で、10ヘクタール以上のものを上げることになり、整合性をとるための改正である。」との答弁がありました。採決の結果、議案第11号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第11号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第11号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 9 議案第 1 2 号 第 1 3 7 号平成 3 0 年災林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る 工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議案第12号 第137号平成30年災林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第12号「第137号 平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第12号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、2月25日付けで工事請負仮契約を締結しましたので議会の議決を求めるものです。委員から、「この工事については物理的に年度内の完成は無理なので、工期が次年度にわたる契約の方法がとれなかったのか。」との質疑に対し、「年度をまたいで契約は事前に議会の承認が必要となるが、大きな災害などは予算の付き方により、繰越しでは終わらない可能性も出てくるので、検討の必要性はある。」との答弁がありました。採決の結果、議案第12号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第12号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第12号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（森永和夫君） 「日程第10 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第13号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第13号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を図るために必要な財政上の特別措置を受けて、辺地とその他の地域との間における格差是正を図るための計画を策定することにつき、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「辺地に指定されない地域の振興については。」との質問に対し、「辺地に指定されれば、有利な辺地債を活用して事業が実施できるが、それ以外の地域においても、その他の起債や補助金などを活用しながら整備を進めていきたい。」との答弁でありました。採決の結果、議案第13号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第13号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、「議案第13号」は、委員長報告のとおり可決されました。

- 
- 日程第11 議案第14号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）について  
日程第12 議案第15号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第13 議案第16号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第14 議案第17号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について  
日程第15 議案第18号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第16 議案第19号 令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について  
日程第17 議案第20号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について  
日程第18 議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議案第14号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」から「日程第18 議案第21号 令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの8件を一括議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

[中田厚寛予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 去る3月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和2年度補正予算8件について、令和3年度当初予算8件とともに、3月9日、10日、11日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第14号令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）から議案第21号令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）までの8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、補正予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第14号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,203万円1,000円を減額し、歳入歳出予算を125億6,828万とするものです。前年同期と比較し23.5%の増額となっています。補正予算の財源ですが、国県支出金 1,898万1,000円の減額、地方債1,050万円の減額、その他特定財源1億1,848万2,000円の減額、一般財源1億4,406万8,000円の減額となっています。

続いて、主な歳入予算ですが、歴史文化施設使用料において、新型コロナウイルス感染症の影

響により、1,126万5,000円の減額、特別定額給付金事業補助金において、実績に伴い、1,565万2,000円の減額、基金繰入金では総額2億9,645万1,000円の減額となっています。

続いて、主な歳出予算は、2款総務費においては、委員の質疑において、「デマンドバス運行業務委託料が減額されているが、業者から意見や要望は出ていないのか。」との質疑に対し、「運行単価の見直しを2年に1回くらい行っているが、特に要望は出ていない。」との答弁がありました。委員の質疑において、「町議選挙において、ビラを作成して無投票となった場合、公費として認められるのか。」との質疑に対し、「契約など正式な手続きをしたものは、公費の対象となる。」との答弁がありました。委員の質疑において、「移住者支援事業費補助金の申請者がいなかったのは、利用されにくい制度になっているからではないか。」との質疑に対し、「この補助制度は県の補助に上乘せをするもので、町が制度変更することはできないが、移住者にもっとPRをして周知を図りたい。」との答弁がありました。委員の質疑において、「マイナンバーカードの交付率とマイナポイントの申請者数は。」との質疑に対し、「内子町の交付率については2月末現在で21.11%、マイナポイントについては、全国で1,377万7,850人が申し込みをされている。」との答弁がありました。4款衛生費においては、委員の質疑において、「環境自治体会議の名称が変わったが、どういう組織なのか。」との質疑に対し、「略称で『SDGsネットワーク』と呼ばれるもので、NPOなどを中心に116団体が加盟、うち自治体は29団体である。」との答弁がありました。6款・農林水産業費においては、委員の質疑において、「町有林間伐材収入の面積と木材代金補助の内容は。」との質疑に対し、「町有林施業の面積は24.75ヘクタール、木材代金補助については、木こり市場のプロジェクトに対する補助金の減額である。」との答弁がありました。8款・土木費においては、委員の質疑において、「老朽危険空き家除去事業補助について、要望に応えられているのか。」との質問に対し、「今のところ予算で15件分があり、14件の実績なので、予算の振り替えの必要はない。」との答弁でありました。委員の質疑において、「繰越明許費に『森家』土地購入費があるが、次年度で購入するのか。」との質問に対し、「登記が完了し、年度内に支払いをする予定となっている。繰越明許費は限度額を示しており、新年度において改めて報告させていただく。」との答弁でありましたが、「駐車場代金の取り扱いは、おかしいのではないか。」との意見がありました。10款・教育費においては、委員の質疑において、「コロナ対策として、自動水栓蛇口が大変有効だと考えるが。」との質疑に対し、「今回の補助金では2校のみの導入であるが、設置に向けて考える必要がある。」との答弁でありました。以上、議案第14号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）については、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件及び事業会計2件の補正予算ですが、まず、議案第15号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、保険給付費の見込み及び療養給付費等の実績に伴い、歳入歳出それぞれ7,996万9,000円を減額し、21億965万5,000円とするものです。委員の質疑において、「新型コロナの関連で、免除の申請が何件あったのか。」との質問に、「現在までに25世帯の減免を受けつけている。3月に2件受け付けており、月末に審査をする予定である。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）については、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ426万8,000円を追加し、2億5,095万8,000円とするものです。委員の質疑において、「保険料を特別徴収できない理由は。」との質問に、「特別徴収は年金から保険料を天引きするものだが、条件が合わない方が普通徴収となる。滞納については、出納閉鎖時には、100%に近い数字で納めてもらっている。」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増などにより、歳入歳出それぞれ3,610万8,000円を追加し、26億9,067万9,000円とするものです。委員の質疑において、「高額医療合算介護サービスの内容は。」との質問に、「1年間の介護保険の利用料と医療費の自己負担分、その合計額が一定額を超えた場合に、それぞれ介護と医療の割合で案分してお返しするものである。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、要支援1・2の認定者に対するケアプラン等ケアマネジメント事業において委託件数の実績見込み増、職員人件費の減などにより、歳入歳出それぞれ32万6,000円を減額し、1,415万2,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ49万2,000円を減額し、1,159万4,000円とするものです。補正内容は、寄宿舎入寮者数の確定にともなう減少と令和3年度の入寮者の増加が見込まれることから、受け入れにむけた第3寮内装等の改修をおこなうものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出の補正では、収入は、水道使用料などの減により914万6,000円の減、支出では、検針委託等の減、減価償却費の減などにより788万8,000円の減額するものです。資本的収入及び支出の補正では、収入は、中央監視施設改良工事の確定にともない企業債及び国庫補助金の減などにより、2,496万8,000円の減、支出については有価証券購入の減により500万の減となっています。委員の質疑において、「コロナの影響で給水の収益が減少したということだが、どの地域が大きいか把握できているのか。」との質疑に対し、「どの地域かの把握はできていないが、学校関係などの大口使用者や周辺部においては人口減少も影響しているかもしれない。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第21号、令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の補正では、収入は、営業収入において下水道料金収入等96万4,000円の見込み減、営業外収益において一般会計繰入金等604万7,000円の減などにより、701万1,000円の減額となっています。支出については、営業費用において、終末処理場費等

の支出見込み減により701万1,000円の減額となっています。委員の質疑において、「認可区域外流入について、今後も認めていくのか。」との質疑に対し、「下水道処理場の能力に余裕があるので、町長と協議のうえ認める方向である。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上、令和2年度補正予算8議案について、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

中田委員長、席にお戻りください。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、議案第14号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第12号）についての、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和2年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午前11時より再開致します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

- 
- 日程第19 議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算について**  
**日程第20 議案第23号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について**  
**日程第21 議案第24号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について**  
**日程第22 議案第25号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について**  
**日程第23 議案第26号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について**  
**日程第24 議案第27号 令和3年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について**  
**日程第25 議案第28号 令和3年度内子町水道事業会計予算について**  
**日程第26 議案第29号 令和3年度内子町下水道事業会計予算について**

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算について」から、「日程第26 議案第29号 令和3年度内子町下水道事業会計予算について」までの当初予算8件を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

[中田厚寛予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 去る3月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和3年度当初予算8件について、3月9日、10日、11日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第22号令和3年度内子町一般会計予算から議案第29号令和3年度内子町下水道事業会計予算までの8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果については、当初予算8議案は、原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第22号、令和3年度内子町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ88億500万円とするもので、前年度比7,400万円の増額です。一般会計当初予算に充当しま

す財源は、国・県支出金 13億2,707万9,000円、地方債 1億590万円、その他特定財源 7億758万4,000円、一般財源 66億6,443万7,000円となっております。

それでは、まず主な歳入についてですが、地方交付税 43億1,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金6,418万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,472万9,000円などです。続いて、歳出について報告致します。2款総務費においては、委員から、「地域おこし協力隊の中には、ご本人の思いと現実とにギャップを感じている人もいるようだが。」との質疑に対し、「できるだけ内子町に残ってもらえるよう、相談をしながら支援していきたい。」との答弁がありました。また、テレワーク移住支援事業委託に162万円計上されています。委員から、「具体的にどのようなものなのか。」との質疑に対し、「県が事業主体となり、N a n z e 2階を南予のテレワーク移住の拠点にしようとするもので、都市部の方が、テレワークしながら自然環境や子育て環境の良い地域で定住できるよう支援していくものである。」との答弁がありました。また、町有林の管理について、委員から、「五十崎地区の山林委員による管理とそれ以外の町有林の管理委託について、位置づけを明確にすべきではないのか。」との質疑に対し、「現状に合うような形、条例の整備なども含めて検討させていただきたい。」との答弁がありました。次に、3款民生費においては、委員から、「マイナンバーカードの利用について、印鑑証明もとれるようにシステム改修はできないのか。」との質疑に対し、「マイナンバーカードの提示により、交付申請書の作成ができるようなシステム導入を検討している。印鑑証明については法令改正等必要であり、少し先になる。」との答弁がありました。また、委員から、「延長保育事業の状況について。」との質疑に対し、「内子保育園のみが11時間を超えてプラス1時間の延長保育の対応ができているが、それ以外の保育園も8時間を超えて11時間までの延長保育が可能である。」との答弁がありました。次に、4款衛生費においては、委員から、「特定不妊治療費助成について、県外の医療機関で受診した場合の手助けを考えることはできないか。」との質疑に対し、「町長の公約である子育て支援や環境整備の点から、県の補助制度が見直しされていることも含め、対応を考えていきたい。」との答弁がありました。また、委員から、「ゴミを出さない上勝町のゼロ・ウェイストのような先進事例に取り組む考えは。」との質疑に対し、「町総合計画にもある『5Rの推進』などについて、町長の発言力も高めるよう努力したい。」との答弁がありました。次に、7款、商工費においては、新深山荘運営支援等協議会委員の報償に15万9,000円計上されています。委員から、「新深山荘計画は凍結となっているが、早い段階でこれからの方針が示されるべきだと考えるが。」との質疑に対し、「小田深山の整備も含め、コロナ禍での施設のあり方や運営を考えていきたい。」との答弁がありました。内子町観光協会育成補助金に1,220万円計上されています。委員から、「全国公募した事務局長について、コロナ禍で大変だったと思うが、その成果は。」との質疑に対し、「観光誘客のプロモーションなどを軸に取り組んでいただいている。」との答弁がありましたが、「全員協議会などで議員に対しても、活動報告をしてもらいたい。」との意見がありました。次に、8款、土木費においては、委員から、「町営住宅の老朽化が進んでいるが、令和3年度は建て替えなどの計画は無いのか。」との質疑に対し、「計画は無いが、令和3年度には耐震化や長寿命化計画の見直しがあるので、総合的に検討していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、「高齢化が進む山間地域における除草

などの町道維持の対応について。」との質疑に対し、「地域づくり懇談会などで自治会から困っているとの声も上がっており、制度の見直しをする時期に来ていると考えている。」との答弁がありました。次に、10款、教育費においては、幼児教育のための英会話教室委託料として71万5,000円が計上されています。委員から、「持続可能な幼児教育を目指す、その内容は。」との質疑に対し、「幼稚園、小学校、中学校といった場面に応じた指導ということで、幼稚園児にあったスキルを持ち合わせた方をお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、「五十崎プールの今後の取り扱いについて。」との質疑に対し、「関係する自治会や学校等と話を進めたいと考えているが、夏休みの代替えについては、五十崎小学校や天神小学校のプール使用について協議したい。」の答弁がありました。また、委員から、「令和2年度の成人式の見通しと経費の計上は。」との質疑に対し、「延期された令和2年度の成人式については、3月下旬から4月にかけて該当者にアンケートをとり、開催時期を決定していきたい。また予算については2か年分を計上している。」の答弁がありました。以上、議案第22号、令和3年度内子町一般会計予算については、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、議案第23号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を21億6,587万5,000円とするもので、前年度比、217万5,000円の増額予算編成です。委員から、「後発医薬品差額通知をすることで、ジェネリック医薬品の使用に効果ができているのか。」との意見に対し、「通知の目的は、自己負担額を抑え、全体の医療費を抑制することによって保険料を下げることにあり、削減効果は出ている。」との答弁がありました。採決の結果、議案第23号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第24号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を2億5,134万8,000円とするもので、前年度比、465万8,000円の増額予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、議案第24号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第25号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を26億3,900万円とするもので、対前年度比1,000万円の増額予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、議案第25号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第26号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算については、歳入歳出予算を1,463万円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果、議案第26号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第27号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算については、寄宿舎生を24人と見込み、歳入歳出予算を1,544万8,000円とするものです。特に質疑は無く、採決の結果、議案第27号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第28号、令和3年度内子町水道事業会計予算については、収益的収入及び支出では、収入は、営業収益を2億7,873万3,000円、営業外収益を1億6,995万6,0

00円、事業収益の総額を4億4,869万1,000円と見込んでいます。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,210万3,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,886万7,000円で、水道事業費用の総額は4億2,307万円を計上しています。支出の総額は、昨年度と比較しまして、1.2%の減額となっています。続いて、資本的収入及び支出では、収入は、事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、1億7,741万1,000円を計上しています。支出は、建設改良費として1億1,355万円、企業債償還金として1億5,751万2,000円を計上、資本的支出の総額は、2億7,106万2,000円を見込んでおり、前年度比41.0%の減となっています。委員から、「古田黒内坊線の耐震化工事について。」との質疑に対し、「県営の農業用水路の工事に合わせ、100メートル程度耐震化工事を行う予定である。」との答弁がありました。採決の結果、議案第28号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

最後に、議案第29号、令和3年度内子町下水道事業会計予算については、収益的収入及び支出では、収入は、下水道使用料などからなる営業収益が8,029万7,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として、1億8,823万5,000円。収益的収入の総額は、2億6,854万2,000円を予定しています。支出は、営業費用、営業外費用等をあわせた2億6,854万2,000円を見込んでいます。資本的収入及び支出では、収入は、一般会計からの出資金などを含め1億3,589万円。支出は、浄化センターの建設改良費及び地方公共団体金融機構等の償還金など、1億9,389万9,000円を見込んでいます。委員から、「長寿命化計画とストックマネジメント計画の内容について。」との質疑に対し、「元々国の補助事業として長寿命化計画があり、施設毎の耐用年数をいかに長くするかというものであったが、ストックマネジメント計画は、新たに下水道事業全体における財政負担の平準化や施設のリスク回避を事前に図るための補助事業である。」との答弁がありました。採決の結果、議案第29号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。なお、3日間にわたる予算審議の中で、的確な答弁が返ってこないことも見受けられましたので、業務について十分に把握するよう要望いたします。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

中田委員長、席にお戻り下さい。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、議案第22号 令和3年度内子町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和3年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度 内子町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度 内子町水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第29号、令和3年度 内子町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

---

## 日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退職されます、正岡和猶建設デザイン課長、曾根岡伸也新型コロナウイルス感染症対策室長、林慎一郎町並・地域振興課長、泉邦彦学校教育課長、二宮善徳住民課長、以上5名の方々より、ごあいさつを受けたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、正岡建設デザイン課長、お願いします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 3月定例会の最後に、貴重な時間を割き挨拶の機会を与えてきました。誠にありがとうございます。私は、7年間ではございますが、議会の答弁の機会を与えていただき、大変貴重な体験をさせていただきました。その間、議員各位には、答弁等でご迷惑をおかけしましたが、その都度、ご指導ご鞭撻をいただき、無事、任を果たすことが出来ましたことを改めて御礼を申し上げます。昭和55年に採用され、役場の中では、建設畑を長く務めさせていただきました。思い出されるのは、災害対応や、用地交渉、設計や変更等、苦しかったことが多く思い出されます。建設系の仕事はよくも悪くも形に残ります。その現場へ行くたびに、そのときの状況は思い出されますが、利用していただく皆様に、よくなったと言っていただけを励みにして、日々の業務を行ってまいりました。現在の心境としては、任務から解放され、ある意味、晴れ晴れとした気持ちでいっぱいでございます。今後におきましては、配属先はわかりませんが、再任用職員として働かせていただく予定でございます。議員各位におかれましても、選挙等で大変忙しい時期かと思われませんが、どうかお体には十分留意され、ますますのご活躍をお祈りいたします。最後になりますが、内子町議会が活発な議論の場となり、ますます発展しますことをご祈念いたしまして、挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 続いて、曾根岡新型コロナウイルス感染症対策室長、お願いします。

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡新型コロナウイルス感染症対策室長。

〔曾根岡伸也新型コロナウイルス感染症対策室長登壇〕

○新型コロナウイルス感染症対策室長（曾根岡伸也君） まず、このような機会を設けていただきました。ありがとうございます。退任のご挨拶をさせていただきます。私、昭和54年の4月

に内子町役場に採用となり、内子福祉館を皮切りに、福祉業務を長年担当させていただいてまいりました。議会へ説明員として出席させていただくようになりましたのは、平成21年度からでございます。当時内子町では、内山病院の撤退や済生会小田病院の規模縮小、診療所化などにより、町内から病院がなくなってしまうという状況の中にごございました。医療に関する知識を全くない中で、病院の誘致事業に取り組むことになりました。町では、地域医療健康増進センターを設置、保健センターの中に医療対策係を設け、事業に当たることとなりました。議員の皆様方にも多大のご支援をいただき、元河内内子町長さんや当時の管理職の先輩の方々が交渉を続けていた加戸病院さんとの誘致事業、一時、頓挫しておりましたが、その事業を前進させることが出来ました。平成23年11月に待望の加戸病院が廿日市に落成致しましたけれども、落成式に、私も参加をさせていただいて、病院の関係者の方から、一緒に餅まきもしてほしいということで、私はもう、裏方でいたかったんですけども是非ということで、加戸病院の2階のベランダから、町長の横で、餅まきをさせていただいたことを今でも懐かしく思い出します。その後新型インフルエンザの流行への対応であるとか、子どものインフルエンザの予防接種の助成事業などの創設にも、携わらせていただきました。保健福祉課に異動後も議会での一般質問や委員会審議でのご指摘やご提言をいただきながら、内子町の福祉を十分ではございませんけれども、もう少し前進させることが出来たのではないかとこのように思っているところです。職務を進める中で、心が折れそうになることは、数限りなくございました。特に、済生会小田診療所の病床を地域の病院へ再編成する病床再編時期を業務に当たらせていただきましたけれども、この事業は困難を極めました。足かけ2年程度をかけ、病床の再編の許可がやっと下りたとき、それを報じる新聞記事が、愛媛新聞に小さく掲載をされておりました。ちょうど平成27年の2月の19日でした。その小さい記事ですけども、その記事を見まして、とても大きな達成感を感じたことをつい昨日のこのように思い出します。今私は、新型コロナウイルス感染症対策室へこの2月に異動となりました。ワクチン接種が順調に推進できるよう、これまで私をご指導いただいた諸先輩議員の皆様へのご恩返しになるかどうかわかりませんが、精いっぱい挑戦してまいりたいと思っております。そして、1日も早く、皆さんと一緒に一堂に会して懇親会が持てるようになることを目指し、微力ではありますが、あと残された僅かの時間、頑張ってお努めてまいりたいと思っております。これまでのご指導、ご鞭撻に心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

○議長（森永和夫君） 続いて、林町並・地域振興課長、お願いします。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

〔林慎一郎町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） このような場を与えていただきまして、誠にありがとうございます。私は、昭和60年4月に、旧内子町役場に入庁して、内子公民館勤務から始まり、税務国調課、都市整備課水道係、総務課財政係、そして合併後は、内子東自治センター、町並・地域振興課と色々な部署で36年間、お世話になりました。そして、町並・地域振興課長としての5年間は、議会でも大変お世話になり、ご指導、ご教示を賜り、誠にありがとうございます。しかしながら、退職前の2年余りは、課長としても、また自分自身としても、集大成の時期

でもあり、やらなければならないことも多々ある中で、コロナ禍ということもありましたが、膵臓がんという厄介な病にかかり、議会にもまた、職員の皆さん、住民の皆さんにも、ご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っています。しかしながら、自分自身と致しましては、それぞれの部署である程度の結果は残せたのかなあと思っています。今後は、再任用職員として、病気と向き合いながら、内子町、そして住民の皆さんに少しでも恩返しができればと思っています。今後とも、ご指導、ご鞭撻くださいますようお願いし、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。皆様方も健康には十分気をつけて、お元気で頑張られてください。36年間本当にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 続いて、泉学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 私事でございますが、3月31日をもちまして、定年退職をするに当たりまして、議員の皆様、御挨拶できる機会をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。私は、昭和60年4月に旧内子町役場に採用になり、旧内子町時代には、総務課、産業振興課、町民福祉課で、また新町では、総合窓口センター、会計課、税務課、学校教育課と、様々な部署で36年間を勤務をさせていただきました。この間、多くの町民の皆様、職場の同僚先輩、そして議員各位の指導を受けながら、一つの区切りとなります定年まで勤めさせていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。退職後も再任用職員としてお世話になる予定でございますので、引き続きよろしくお願いをいたします。結びになりますが、議員の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げますとともに、内子町のために、引き続き活発な議論が行われることをお願いいたしまして、議会出席の最後の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 続いて、二宮住民課長、お願いします。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） このたび3月31日付で定年退職いたします。住民課長の二宮です。本日はお忙しい中、このような機会を設けていただき、誠にありがとうございます。住民課長として3年間、皆様方には大変お世話になりました。私は昭和の時代に旧五十崎町職員として採用され、平成の時代を経て、最後は令和に退職することになりました。町職員として3つの時代に渡り、37年間皆様のご支援のもと、充実した勤務をすることが出来ました。振り返りますと、合併後にはなりますが、6年間、介護保険係を、その後、特別養護老人ホームの神南荘とみどり苑に5年間出向し、最後は住民課で、国民健康保険と後期高齢者医療保険に3年間携わりました。通算14年間、役場勤務のうち半分近くは介護と医療保険関係の業務についていたようです。4月からは再任用のフルタイム職員としての内示をいただいておりますので、また新たな町職員として、今までの経験を生かして、新たな人生をスタートさせる予定です。最後に、皆様のみますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、退職の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ありがとうございます。

議会としましても長年にわたり、大変お世話になりました。ここで感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈は、議員会長、才野議員、副会長、寺岡議員、副会長、林議員、中田議員、山崎議員にお願い致します。みなさん、前にお並び願います。

〔花束贈呈〕

○議長（森永和夫君） ありがとうございます。長い間、大変お疲れ様でした。お席にお戻りください。ここで、小野植町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 令和3年3月の内子町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、長い期間にわたりまして慎重にご審議いただき、誠にありがとうございます。また、提案させていただきました全ての議案につきまして、適切にご判断いただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見等も踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って執行してまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願いをいたします。さて、新型コロナウイルス感染症の終息がまだまだ見えない状況でありまして、変異ウイルスの拡大も懸念をされております。既に1年以上の長期にわたる新型コロナウイルス感染症により、商工業を中心に大きな影響を受けておりますけれども、国や県の各種制度の活用はもとより、町においても各種支援を今後も必要に応じて行っていきたいと考えております。またあわせて、ワクチン接種についてでございますが、当初予定していた国からのワクチンの供給が遅れておりますが、1日も早く終息することを期待し、しっかり取り組んでいきたいというふうを考えております。さて、4月30日をもって、議員の皆様方の任期満了ということであります。立候補して頑張っていこうと決意を新たにされている議員の皆様、どうぞ所期の目的が達成されますように、ご健闘をご祈念申し上げますとともに、皆様方がこの議場につかれて、この町の将来について議論ができることを期待をしております。どうかよろしくお願いをいたします。それでは以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。本当に長時間ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、令和3年3月第116回内子町議会定例会を閉会します。

午前11時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



## 第116回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

## 1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	専決処分の報告について (第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負変更)	R3.3.4	R3.3.5	受理
報告 2	専決処分の報告について (第53号 平成30年災 16-113 五百木農道災害復旧工事に係る工事請負変更)	R3.3.4	R3.3.5	受理
議案 6	内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 7	内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 8	内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 9	内子町介護保険条例の一部を改正する条例について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 10	内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 11	内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 12	第137号 平成30年災 林道亀ヶ谷線災害復旧工事に係る工事請負契約について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 13	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 14	令和2年度内子町一般会計補正予算(第12号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 15	令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 16	令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決

令和3年3月第116回内子町議会定例会

議案 17	令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 18	令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 19	令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 20	令和2年度内子町水道事業会計補正予算(第3号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 21	令和2年度内子町下水道事業会計補正予算(第1号)について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 22	令和3年度内子町一般会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 23	令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 24	令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 25	令和3年度内子町介護保険事業特別会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 26	令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 27	令和3年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 28	令和3年度内子町水道事業会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決
議案 29	令和3年度内子町下水道事業会計予算について	R3.3.4	R3.3.18	原案可決

2 議員提出議案

発議 1	地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書	R3.3.4	R3.3.5	原案可決
---------	----------------------------------	--------	--------	------

## 議員提出議案

### 発議第1号

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和3年3月4日提出

提出者 内子町議会産業建設厚生常任委員会委員長 大木 雄

(提出の理由)

地方たばこ税を、「分煙社会の実現」「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に分煙環境整備に活用できる制度の整備を求めるため、政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては年間約1兆円規模の貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしている。

当町においては、地方たばこ税収入は、年間約8,360万円に上り、葉たばこの耕作状況は、令和2年産の実績で、農家数20戸、面積23ヘクタール、販売額約9,330万円となっている。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、昨年4月の改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策の強化など喫煙規制強化の動きの拡大や、たばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けている。また、飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の負担が生じている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であることから、分煙環境を整備・推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ、今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれるものである。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店、宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが望まれている。

よって、国においては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月4日

愛媛県内子町議会